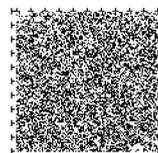


## 第 3 部

### 障害福祉サービス等の提供体制確保の方策

【第 3 期新宿区障害児福祉計画・第 7 期新宿区障害福祉計画】

(新宿区成年後見制度利用促進基本計画)



# 第1章 障害児福祉計画・障害福祉計画の背景

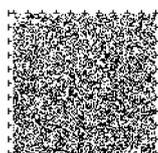
## 1 第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画の策定

区では、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、平成19年3月の第1期新宿区障害福祉計画の策定以来、通算6期にわたって障害福祉計画を策定してきました。この計画の見込量等の実績や障害者等の意向を踏まえたうえで、令和6年度から令和8年度末に向けて、障害者施策の成果目標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた第7期新宿区障害福祉計画を策定しました。

また、障害児通所支援など、障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、同じく令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第3期新宿区障害児福祉計画を策定しました。

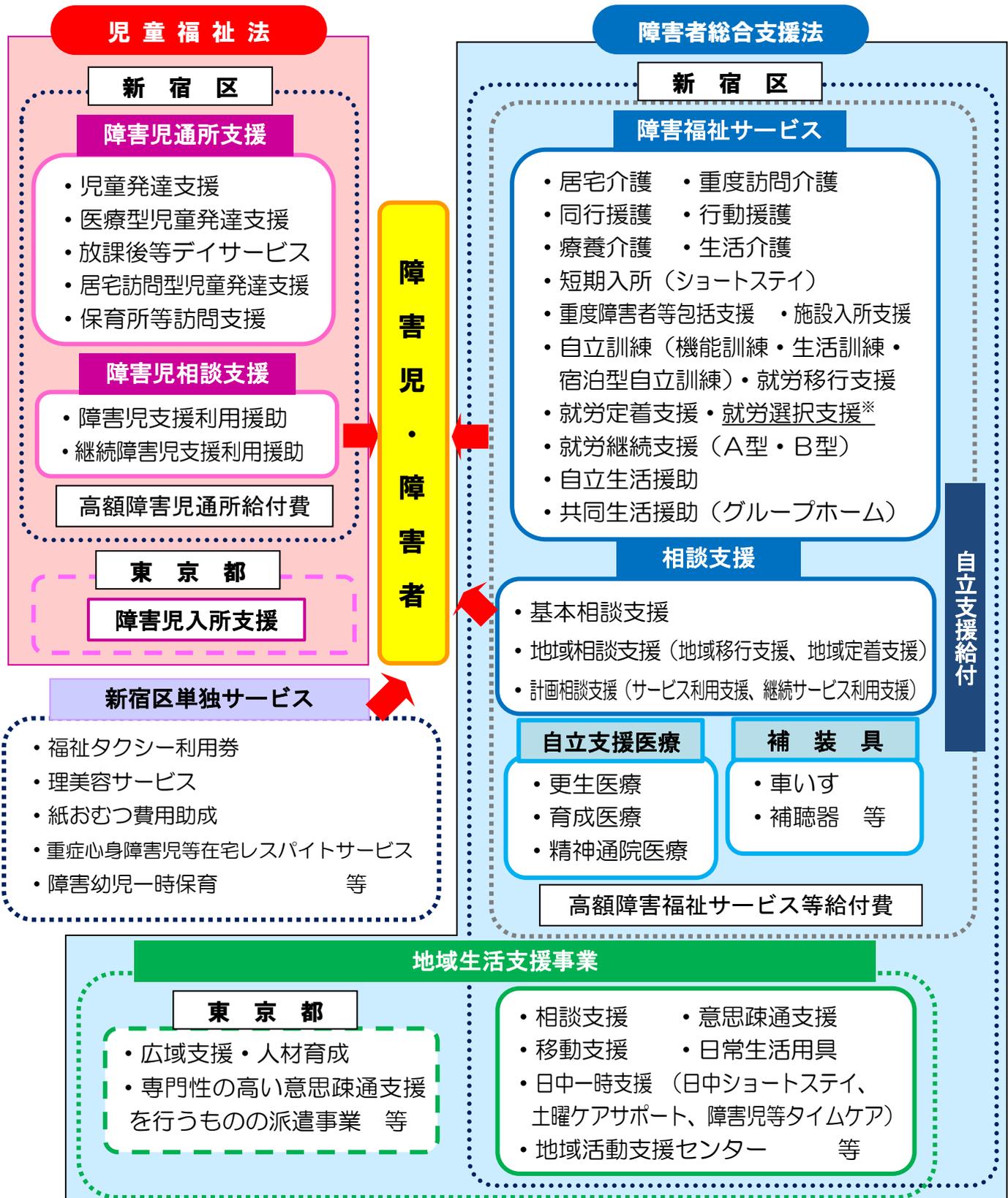
## 2 感染症への対策について

サービスの提供にあたっては、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の感染予防と拡大防止の対策を十分に講じ、今後の社会情勢に留意しながら推進していきます。

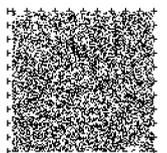


### 3 障害児・障害者を対象としたサービスの体系

障害児・障害者を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法の福祉サービス体系は以下のようになっています。以下の図には一部の区単独事業を含めています。



※就労選択支援は、改正障害者総合支援法の公布後3年以内の政令で定める日から創設される新制度です。

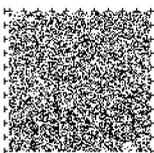


## 児童福祉法のサービス

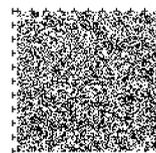
区分	サービス名	サービス内容
障害児通所支援	児童発達支援	障害のあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障害のあるお子さんに対して、児童発達支援および治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障害のあるお子さんに対して、放課後や夏休み等の長期休暇時に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難なお子さんに対して、ご自宅で児童発達支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害のあるお子さんに対して、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
障害児相談支援	障害児相談支援 (障害児支援利用援助)	希望する生活の実現や一人ひとりに合ったサービスの利用が出来るよう、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画を作成します。
	障害児相談支援 (継続障害児支援利用援助)	障害児支援利用計画が適切であるか一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して見直しを行います。
高額障害児通所給付費		世帯内で障害児通所支援サービス、障害福祉サービス等の負担額の合算額が基準額を超える場合は、利用者の負担を軽減するため、基準額を超えて支払った負担額を支給します。

## 障害者総合支援法のサービス（自立支援給付）

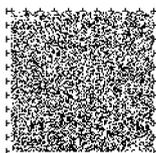
区分	サービス名	サービス内容
障害福祉サービス	居宅介護 (身体介護、家事援助、 通院等介助、通院等乗降介助)	自宅で、入浴や排せつ、食事などの介助や、部屋の掃除や洗濯などの支援を行います。また、通院するときに付き添います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に対して、居宅介護の支援に加えて、見守りや外出の支援も含めた、長時間にわたる支援を行います。
	同行援護	視覚障害により移動に支援が必要な方に対して、外出に同行して、移動の支援や移動先での代筆・代読・代行を行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で、常時介護が必要な方に対して、行動するときに必要な介助や外出時の移動の支援を行います。



訓練等給付	<b>療養介護</b>	医療と常時介護を必要とする方に対して、医療機関に入所するなどして、機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の支援を行います。
	<b>生活介護</b>	常に介護を必要とする方に対して、施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
	<b>短期入所 (ショートステイ)</b>	自宅で介護を行う方が病気などの場合や休息を必要とする場合などに、短期間施設に宿泊し、食事や入浴などの介助を行います。
	<b>重度障害者等包括支援</b>	介護の必要性が非常に高い方に対して、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に組み合わせて支援を行います。
	<b>施設入所支援</b>	自宅での生活が難しい方に対して、入所して生活する施設で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
	<b>自立訓練 (機能訓練・生活訓練)</b>	地域で生活するために必要な身体のリハビリ訓練や、身の回りのことを自分で出来るようになるための訓練を行います。
	<b>就労移行支援</b>	一般企業等で働くことを希望する人に対して、一定期間、就労に必要な訓練や相談支援を行います。
	<b>就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型</b>	一般企業等で働くことが難しい方が、支援を受けながら働く場です。就労に必要な知識や能力向上のための訓練も行います。 A 型は、利用者と雇用契約を結び、最低賃金を保証します。B 型は、雇用契約はなく利用者は作業した分の対価を工賃として受け取ります。
	<b>就労定着支援</b>	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した方が、継続して就労できるよう相談支援を行います。
	<b>就労選択支援</b>	就労アセスメントの手法を活用し、就労先・働き方について本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援を行います。
	<b>自立生活援助</b>	単身等で居宅生活を送る方が、地域でも生活を継続できるよう、定期的に訪問するなどして日常生活の相談支援を行います。
	<b>共同生活援助 (グループホーム)</b>	共同生活を行う住居で、入浴や排せつ、食事の介護や日常生活上の支援を行います。

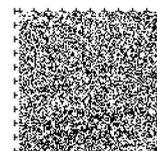


区分	サービス名	サービス内容
相談支援	地域相談支援 (地域移行支援)	施設や精神科病院等から退所・退院する方に対して、地域での生活が円滑に始められるよう、入所・入院中から、住まいの確保や体験宿泊など、新しい生活への準備等の支援を行います。
	地域相談支援 (地域定着支援)	単身等で居宅生活を送る方が、地域での生活を継続できるよう、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。
	計画相談支援 (サービス利用支援)	希望する生活の実現や一人ひとりに合ったサービスの利用が出来るよう、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画を作成します。
	計画相談支援 (継続サービス利用支援)	サービス等利用計画が適切であるか一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して見直しを行います。
自立支援医療	指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担となる制度です。 【更生医療】 身体障害の程度を軽くしたり、障害を取り除いて日常生活や職業能力を高めたりするための医療 【育成医療】 身体に障害があり、手術等で生活の能力を得る見込みのある児童に対する医療 【精神通院医療】 精神障害および精神障害に起因して生じた病態で通院治療が必要な場合の医療	
補装具費	身体障害または難病等の同等の症状がある方の身体機能の代わりや身体機能を補うもので、その購入費・修理費等を支給します。	
高額障害福祉サービス等給付費	世帯内で障害福祉サービス等の負担額の合算額が基準額を超える場合は、利用者の負担を軽減するため、基準額を超えて支払った負担額を支給します。	



## 障害者総合支援法のサービス（地域生活支援事業）

区分	サービス名	サービス内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障害者の「社会的障壁」を除去するために、障害理解を深めるための研修・啓発を行います。
	障害者福祉活動事業助成 (自発的活動支援事業)	ピアサポートや社会活動支援など、障害者、家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
	相談支援事業	相談に応じ、必要な情報の提供や、社会資源の活用等について助言や支援等を行います。
	成年後見制度利用支援事業	身寄りが無い、親族が申立てを行うことが出来ないなどの理由で成年後見制度を利用することが出来ない障害者に対して、親族に代わって区長が審判請求を行います。また、後見人等の報酬費用等を負担することが困難な方への助成を行います。
	意思疎通支援事業	身体障害者手帳を持つ聴覚、音声、言語機能障害者の方に対して、地域生活の円滑化と社会参加の向上を目的に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。
	日常生活用具給付等事業	障害者が日常生活を送る上で困難となっていることを改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる機器を給付または貸与します。
	意思疎通支援者養成事業	手話で日常会話を行う際に必要な手話語彙・手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通に手話を用いる障害者の日常生活・社会生活を支援します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出することができるよう、移動の支援を行います。
	地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流等を行います。
区市町村の判断により実施する事業	身体障害者福祉ホーム 精神障害者福祉ホーム	住居を必要としている方に対して、住居等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
	心身障害者巡回入浴サービス	家族の介護だけでは入浴できない重度心身障害者に対し、委託業者が巡回入浴車及び看護職員・介護職員を派遣し、定期的な入浴機会を提供します。
	日中ショートステイ (日中一時支援)	介護を行う方の都合等で日中一時的に見守りなどが必要な方に対し、入浴や食事などの介助を行います。
	土曜ケアサポート (日中一時支援)	生活介護の支給を受けている方を対象に、土曜日の日中に、施設での活動の場を提供します。 (施設入所支援の支給決定者を除く)
	障害児等タイムケア (日中一時支援)	就学中の障害のあるお子さんに対して、放課後や夏休み等の長期休暇時に、日中活動の場を提供します。
	緊急保護居室確保 (障害者虐待防止対策支援)	障害者を緊急的に保護するために居室確保を行います。



## 第2章 第2期障害児福祉計画・第6期障害福祉計画の成果目標と実績

第2期新宿区障害児福祉計画と第6期新宿区障害福祉計画の成果目標と実績の分析・評価を行います。今後の課題を抽出し、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画につなげます。

### 1 第2期障害児福祉計画の成果目標と実績

#### 目標1 障害児通所支援等の地域支援体制の整備等

##### 【区の考え方と目標及び実績】

##### (1) 児童発達支援センターの整備

児童発達支援センターの機能を持つ区立子ども総合センターが、障害児支援の中核としての役割を果たしています。

##### (2) 保育所等訪問支援の利用できる体制の整備

保育所等訪問支援の充実については子ども総合センターだけで対応するのではなく、区内の事業所とも連携し、引き続き安定的な利用促進に向けた周知に努めます。

##### [活動指標]

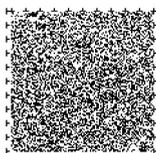
	実績		目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績・目標	登録児童 17 人 (訪問延べ 93 回)	登録児童 22 人 (訪問延べ 144 回)	利用促進

##### (3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに、重症心身障害児が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を区内に各3か所以上確保し、利用者からのニーズを満たせるよう、事業者積極的に働きかけを推進していきます。

##### [活動指標]

		実績		目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績・目標	児童発達支援	4か所	5か所	3か所
	放課後等デイサービス	3か所	4か所	3か所



(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の実施及び医療的ケア児コーディネーターの設置

平成 30 年度に設置した「新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議を実施しています。また、令和元年度から医療的ケア児コーディネーターを同連絡会に配置しており、医療的ケア児等の支援を総合的に調整しています。

【活動指標】

	実績		目標
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績・目標	医療的ケア児等支援関係機関連絡会 2 回開催	医療的ケア児等支援関係機関連絡会 3 回開催	医療的ケア児等支援関係機関連絡会 実施
	医療的ケア児コーディネーター 配置済	医療的ケア児コーディネーター 配置済	医療的ケア児コーディネーター 配置済

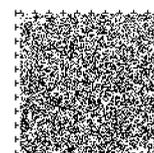
障害児支援の提供体制の整備等の実績(令和 5 年度末時点)

成果目標		実績
(1)	児童発達支援センターの整備	区立子ども総合センターが障害児支援の中核として機能
(2)	保育所等訪問支援の利用できる体制の整備	平成 28 年度に整備済み
(3)	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	5 か所
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	4 か所
(4)	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の実施	平成 30 年度に設置済み
	医療的ケア児コーディネーターの設置	配置済み

【評価】

平成 24 年より引き続き、区立子ども総合センターが障害児支援の中核としての役割を果たしており、引き続き機能の充実が求められています。また、保育所等訪問支援事業については区立子ども総合センターが利用者のニーズに沿った支援になるよう調整、連携を図っています。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は 5 か所、放課後等デイサービス事業所は 4 か所開設していますが、利用回数増の希望が多く、区内利用者の需要は満たされていない状況です。



平成30年度に設置した「新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」において、区の関係部署・教育関係者・保健医療関係の担当者及び障害福祉関係事業所の担当者が出席し、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議を実施しています。令和5年度からは、東京都医療的ケア児支援センターとの連携も進めています。

### 【今後の見通しと課題】

区立子ども総合センターにおいては、児童発達支援センターの設置も視野に入れながら、引き続き障害児支援の中核としての役割や保育所等訪問支援を一層推進します。

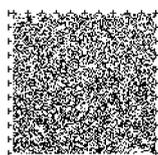
児童相談所の設置に向けては、関係部署の相談・支援、並びに虐待防止等に係る窓口の横断的な連携により、障害児支援に関わる幅広いニーズに対応できるよう準備を進めます。

重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所については、開設相談のあった事業者へ区の要望を伝えるとともに、「障害者施設整備事業補助金」に関する情報を周知することで整備促進を図ります。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の実施については、学識経験者や医師等の外部講師を招いた講演や情報共有を実施し、連絡会の質的向上を図ります。

なお、重症心身障害児及び医療的ケア児については、さらに多職種協働など効果的な取り組みを検討していく必要があります。

障害児が地域の保育・教育等の支援を受けられるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。



## 2 第6期障害福祉計画の成果目標と実績

### 目標2 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 【区の考え方と目標】

##### (1) 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標

第5期新宿区障害福祉計画の実績や、障害者生活実態調査で得られた施設入所者の地域生活への移行ニーズ等を踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者のうち令和5年度末時点までに、地域生活へ移行する人数を5名（3%）以上とします。

#### 【地域生活移行者数の実績と目標】

	実績		目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績・目標	3名	2名	5名
累計	3名	5名	5名

##### (2) 施設入所者数の削減に関する目標

令和5年度末の施設入所者総数については、第5期新宿区障害福祉計画の実績や区の実情を踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者総数の208名を超えないことを目標とします。

#### 【施設入所者総数の実績と目標】

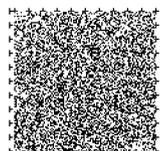
実績		目標
令和3年度	令和4年度	令和5年度
202名	200名	208名

#### 【評価】

令和4年度までに地域生活に移行した人数は5人でした。また、施設入所者総数は令和5年度末までの目標である208人を下回っています。施設に入所せざるを得ない状況にある方のニーズも一定程度あることから、今後も施設入所者の動向について注視していく必要があります。

#### 【今後の見通しと課題】

障害者の障害の重度化や高齢化が進むなか、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう社会資源を整備する必要があります。施設入所を基本的なサービスの一つとして維持しつつ、希望する方が地域生活へ安心して移行できるよう、グループホーム整備等を引き続き検討する必要があります。



### 目標 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 【区の考え方と目標】

平成 30 年度に保健・医療・福祉関係者の協議の場として位置づけた「新宿区精神保健福祉連絡協議会」において、引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

#### 【活動指標】

	実績		目標
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実績・目標	協議会 年 1 回開催	協議会 年 2 回開催	推進

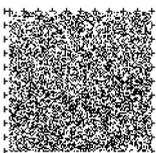
#### 【評価】

新宿区精神保健福祉連絡協議会では、区で実施している精神保健福祉施策のあり方等を協議することで、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。これまで、未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援（アウトリーチ支援事業）や精神障害者退院後支援の実施について、検討を行いました。また、普及啓発事業の実施状況や相談支援の現状等について、報告し共有することで、実施内容や方針についての見直しを常に行っています。

今後も引き続き協議会を開催し、精神保健福祉施策および地域包括ケアシステムの構築の評価を実施していきますが、保健医療関係者だけでなく障害・高齢・生活福祉等、福祉分野の関係者を含めた相互理解を促し、連携していくことが必要です。

#### 【今後の見通しと課題】

精神障害者への支援にあたっては、本人の意向を踏まえながら安定した地域生活が送れるよう、障害福祉サービス及び介護保険サービス事業者等との関係機関との連携をさらに強化していきます。ひいては、医療・保健・福祉の各分野間のネットワーク強化及び相互理解の推進を図ることで、地域の支援力向上を目指します。また、相談支援だけでなく、社会復帰支援や普及啓発等も含めてすでに実施している様々な取組みをさらに充実させ、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。



## 目標 4 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

### 【区の考え方と目標】

平成 29 年度中に構築した地域生活支援体制の機能充実のため、障害者自立支援協議会において定期的に運用状況を確認し検討した上で、障害者施策推進協議会において検証することで推進していきます。

成果目標	実績
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	自立支援協議会にて検討 障害者施策推進協議会にて検証

### 【評価】

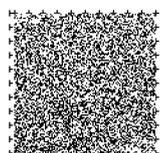
基幹相談支援センターを中心に、区内 3 か所の拠点施設及び他の区内の指定特定相談支援事業所とも連携し、協働してサービス等利用計画作成の円滑な推進を図っています。それぞれの専門性を発揮した相談支援等のほか、緊急時の受け入れ体制や体験の機会・場の提供等の支援を行っています。また、基幹相談支援センターが稼働していない土曜日や日曜日なども稼働し、障害児・障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を推進しました。

また、障害者自立支援協議会において、新宿区の地域生活支援体制における相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの 5 つの機能ごとの役割について確認を行い、基幹相談支援センター及び 3 か所の拠点施設より運営状況や今後の課題について報告を行いました。主な課題として、緊急時の受け入れ体制があげられており、今後具体的な検討が必要となります。

### 【今後の見通しと課題】

基幹相談支援センターと各地域生活支援拠点の情報共有の機会等を通じて、連携強化を進めます。

緊急時の対応については、中落合一丁目区有地を活用した障害者施設で対応を検討しています。



## 目標 5 福祉施設から一般就労への移行等

### 【区の考え方と目標及び実績】

#### (1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

令和 5 年度までに区内の就労支援事業所等（就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）における一般就労者数を年間 26 名以上とします。

##### [一般就労移行者数の実績と目標]

実績		目標
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
17 人	30 人	26 人以上

#### (2) 就労移行支援事業等の移行者数に関する目標

令和 5 年度末の就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業の移行者数について、それぞれ以下のとおり目標値を定めます。

##### [就労移行支援事業等の移行者数の実績と目標]

	実績		目標
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労移行支援事業	11 人	25 人	20 人以上
就労継続支援事業 A 型	0 人	0 人	1 人
就労継続支援事業 B 型	6 人	5 人	5 人

#### (3) 就労定着支援事業の利用率に関する目標

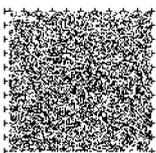
令和 5 年度中に区内の就労移行事業等を通じて一般就労へ移行した者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合を 7 割程度とします。

##### [一般就労移行者の就労定着支援事業利用率に関する実績と目標]

実績		目標
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
23.5% (4/17 人)	33.3% (10/30 人)	70%以上

#### (4) 就労定着支援事業の就労定着率に関する目標

区内の就労定着支援事業所について、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 70%以上とします。



**[就労定着支援事業の就労定着率に関する実績と目標]**

実績		目標
令和3年度	令和4年度	令和5年度
83.3%(15/18所)	80.0%(16/20所)	70%以上

**【評価】**

**(1)就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標**

令和4年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の実績は30人であり、令和3年度と比較して13人増加しています。

**(2)就労移行支援事業等の移行者数に関する目標**

就労移行支援事業における移行者数は25人、就労継続支援事業B型における移行者数については5人、就労継続支援事業A型における移行者数は0人でした。

**(3)就労定着支援事業の利用率に関する目標**

区内の就労移行支援事業所等を通じて一般就労へ移行した人のうち、就労定着支援事業を利用しているのは33.3%(30人中10人)でした。

**(4)就労定着支援事業の就労定着率に関する目標**

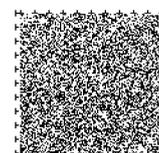
区内の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所は80%(20所中16所)でした。

**【今後の見通しと課題】**

一般就労への移行は増加傾向にあります。また、就労定着支援事業所における就労定着率は高水準となっているものの、一方で、就労移行支援事業所等を通じて一般就労へ移行した人の就労定着支援事業利用が進んでいません。今後も雇用環境の変化が懸念されることから、就労定着に向けた取り組みとしてアフターケアが重要になると考えられます。

就労移行支援等の事業所及び利用者に制度の周知を一層図り、一般就労への移行を促進します。

また、安定した就労定着を図るため、引き続き新宿区勤労者・仕事支援センターや各就労移行支援事業所等と連携し、就労定着支援事業の利用促進とサービスの量的・質的確保に努めます。



## 目標 6 相談支援体制の充実・強化等

### 【区の考え方と目標及び実績】

それぞれの専門性をもつ 3 か所の地域生活支援拠点と基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、基幹相談支援センターが地域の相談事業所への専門的な指導助言や事業者及び当事者（ピアサポート）の人材育成支援を実施しています。

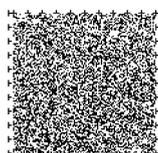
成果目標	実績
相談支援体制の充実・強化等	拠点 3 施設と基幹相談支援センターで対応

### 【評価】

区内特定相談支援事業所間の情報交換、研修を相談支援事業所連絡会で実施し、相談支援専門員のスキルアップ、連携強化を図りました。また、区内特定相談支援事業所の要請によりスーパーバイザー派遣を行い、事例検討等を実施しました。令和 4 年からは、地域生活支援拠点連絡会において、モニタリング結果の検証を実施しています。

### 【今後の見通しと課題】

基幹相談支援センターが、各拠点の実務担当者と協議し、人材の育成や区内事業所全体のサービス水準の向上を図っていきます。地域生活支援体制事業による研修については、年間計画に基づき、より多くの事業所が参加できるような内容を検討していくとともに、さらなる専門性の向上と事業所間の連携強化を図ります。



## 目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【区の考え方と目標及び実績】

令和 5 年度末までに、区内の障害福祉サービス事業所の質の向上を図るため、障害者自立支援審査支払等システムにおける審査結果を分析し、結果を指導検査等の機会を通じて事業所等と共有する体制を構築します。

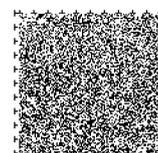
成果目標	実績
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	実施

### 【評価】

介護給付費の請求情報管理システムの審査結果等を分析し、事業所による支給決定情報の確認不足や、体制等に関する届出と請求情報の不整合等による返戻事例について、集団指導等の機会を通じて事業所へ指導を行いました。

### 【今後の見通しと課題】

引き続き審査結果の分析を進め、事業所等へ共有していきます。また、集団指導等の機会も活用しながら、介護給付費請求時等の留意点についても継続して周知していくことで、事業所の事務負担の軽減を図り、サービス等の質の向上につなげていきます。



## 第3章 第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画の目標

### 1 第3期障害児福祉計画の成果目標

#### 目標1 障害児支援の提供体制の整備等

##### 国の基本指針の考え方

###### 【障害児に対する重層的な地域支援体制の構築】

- ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

###### 【障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進】

- ・ 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

###### 【重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保】

- ・ 令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする（圏域での確保も可）。

###### 【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置】

- ・ 各都道府県、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

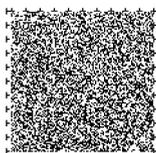
##### 【区の考え方と目標】

###### (1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

令和6年度の児童福祉法改正の内容を踏まえ、令和7年度を目途に子ども総合センターを児童発達支援センターに機能拡充していきます。

###### (2) 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

保育所等訪問支援の充実については子ども総合センターだけで対応するのではなく、区内の事業所とも連携し、引き続き安定的な利用促進に向けた周知に努めます。



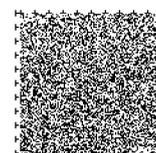
(3) **重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保**

令和 8 年度末までに、重症心身障害児が利用可能な児童発達支援を区内に 5 か所、放課後等デイサービス事業所を 4 か所以上確保し、利用者からのニーズを満たせるよう、事業者に積極的に働きかけを推進していきます。

	【実績】令和 5 年度	【目標】令和 8 年度
児童発達支援	5 か所	5 か所以上
放課後等デイサービス	4 か所	4 か所以上

(4) **医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の実施及びコーディネーターの設置**

平成 30 年度に設置した「新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議を実施しています。また、令和元年度から医療的ケア児コーディネーターを同連絡会に配置しており、医療的ケア児等の支援を総合的に調整しています。



## 2 第7期障害福祉計画の成果目標

### 目標2 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 国の基本指針の考え方

##### 【施設入所者の地域生活移行者数に関する目標】

- ・令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

##### 【施設入所者数の削減に関する目標】

- ・令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

#### 【区の考え方と目標】

##### (1) 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標

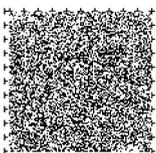
第6期新宿区障害福祉計画の実績や、障害者生活実態調査で得られた施設入所者の地域生活への移行ニーズ等を踏まえ、令和4年度末時点の施設入所者のうち令和8年度末時点までに、地域生活へ移行する人数を6名（3%）以上とします。

##### (2) 施設入所者数の削減に関する目標

令和8年度末の施設入所者総数については、第6期新宿区障害福祉計画の実績や区の実情を踏まえ、令和4年度末時点の施設入所者総数の200名を超えないことを目標とします。

#### 施設入所者数・地域生活移行者数の目標

年度末時点入所者数		【目標値】 削減見込み (A-B)	【目標値】 地域生活 移行者数
【実績】 令和4年度末(A)	【見込量】 令和8年度末(B)		
200名	200名	0名	6名

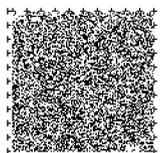
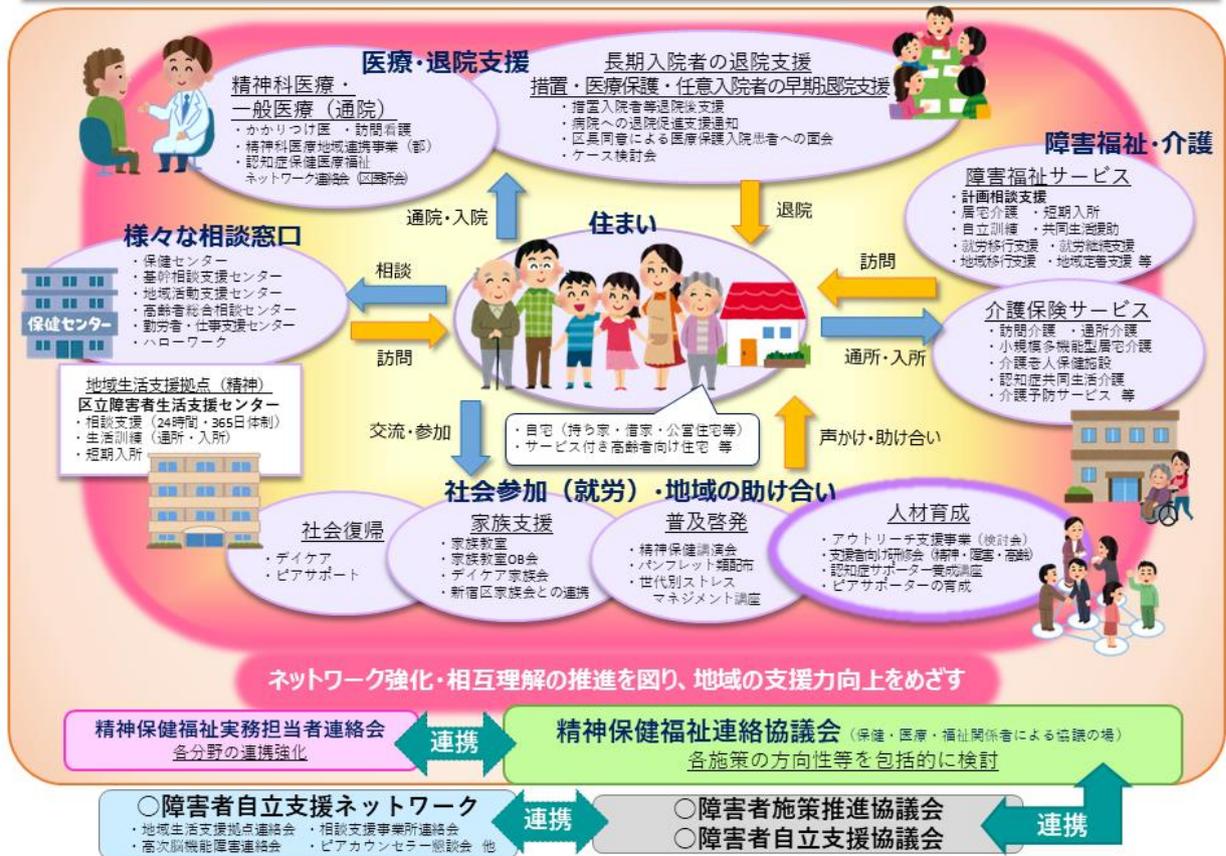


### 目標 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 【区の方針と目標】

「新宿区精神保健福祉連絡協議会」において、保健・医療・福祉の各分野の関係者とともに、区の精神保健福祉について総合的に協議していきます。また、各分野間の連携を強化しながら、引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

#### 新宿区における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ図）





## 目標 5 福祉施設から一般就労への移行等

### 国の基本指針の考え方

#### 【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行に関する目標】

- ・就労移行支援事業所等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和 8 年度までに令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。
- ・そのうち、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型については、以下のとおりとする。
- ・就労移行支援：令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援 A 型：令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.29 倍以上を目指す。
- ・就労継続支援 B 型：令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上を目指す。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上とすることを基本とする。(新規)

#### 【一般就労後の定着支援に関する目標】

- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。
- ・就労定着率については、令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率\*が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とすることを基本とする。(新規)

※就労定着実績体制加算：前年度末から過去 6 年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において 3 年 6 か月以上 6 年 6 か月未満に該当した者の割合が 7 割以上であることを要件としている。

### 【区の考え方と目標】

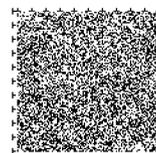
国の基本指針に沿った目標を以下のとおり掲げました。景気の低迷等、社会情勢が見通せない状況においても、目標の達成に向け着実に推進します。

#### (1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

令和 8 年度までに区内の就労支援事業所等（就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）における一般就労者数を年間 29 名以上とします。

#### 一般就労移行者数の目標

【実績】令和 3 年度	【目標値】令和 8 年度
17 名	29 名



令和 8 年度末の就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業の移行者数について、それぞれ以下のとおり目標値を定めます。

**就労移行支援事業等の移行者数の目標**

	【実績】令和 3 年度	【目標値】令和 8 年度
就労移行支援事業	11 名	20 名
就労継続支援事業 A 型	0 名	1 名
就労継続支援事業 B 型	6 名	8 名

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上とします。

**就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合**

【目標値】	5 割以上
-------	-------

(2) 一般就労後の定着支援に関する目標

令和 8 年度末の就労定着支援事業の利用者数を 53 名以上とします。

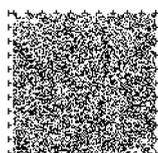
**就労定着支援事業の利用者数の目標**

【実績】令和 3 年度	【目標値】令和 8 年度
37 名	53 名以上

区内の就労定着支援事業所について、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とします。

**就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所の割合**

【目標値】	2 割 5 分以上
-------	-----------



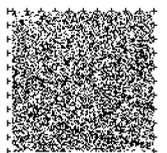
## 目標 6 相談支援体制の充実・強化等

### 【国の基本指針の考え方】

- ・令和 8 年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の効果及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

### 【区の考え方と目標】

それぞれの専門性をもつ 3 か所の地域生活支援拠点と基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者への専門的な指導助言や事業者及び当事者（ピアサポート）の人材育成支援を実施しています。さらに、令和 8 年度末までに地域生活支援拠点を 1 か所追加し、相談支援体制を整備していきます。



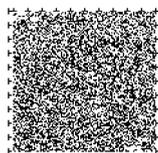
## 目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【国の基本指針の考え方】

- ・令和8年度末までに、都道府県や市町村においてサービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

### 【区の考え方と目標】

障害者自立支援審査支払等システムにおける審査結果を分析し、結果を指導検査等の機会を通じて区内の障害福祉サービス事業所等と共有することで請求事務の適正化に努め、事業所の事務負担軽減によるサービスの質の向上を図っていきます。



## 第4章 サービス必要量見込、サービス提供体制確保の方策

### 1 障害児支援の必要量見込、現状と課題、サービス提供体制確保の方策

第3期新宿区障害児福祉計画として設定する、令和8年度までの「障害児支援」の必要量の見込及び令和5年までの実績は以下の一覧表のとおりです。

障害児通所支援等の社会資源の状況や障害者生活実態調査に基づくニーズ及び第2期新宿区障害児福祉計画の実績等を踏まえ、各サービスの必要量の見込、現状と課題、サービス提供体制確保の方策をお示しします。

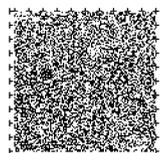
◎ 各サービスにおける、1か月あたりの利用者数・利用量を示しています。

#### 第2期新宿区障害児福祉計画（障害児支援）実績値等

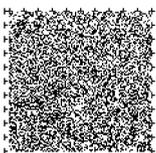
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
1 児童発達支援	413人×6日	471人×7日	471人×6日
2 医療型児童発達支援	0人	0人	0人
3 放課後等デイサービス	346人×9日	370人×9日	422人×9日
4 保育所等訪問支援	17人	22人	24人
5 居宅訪問型児童発達支援	13人	9人	9人
6 障害児相談支援 【セルフプラン】	76人 【813人】	90人 【872人】	90人 【935人】

#### 第3期新宿区障害児福祉計画（障害児支援）必要量見込

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 児童発達支援	504人×7日	539人×7日	566人×7日
2 医療型児童発達支援	0人	0人	0人
3 放課後等デイサービス	468人×10日	519人×11日	581人×12日
4 保育所等訪問支援	29人	35人	41人
5 居宅訪問型児童発達支援	8人	8人	8人
6 障害児相談支援 【セルフプラン】	90人 【1,002人】	90人 【1,074人】	90人 【1,151人】

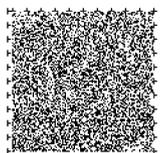


1 児童発達支援		関連する「障害者計画」個別施策		⑪⑫⑬		
年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用 児童数	平均利用 日数	利用 児童数	平均利用 日数	利用 児童数	平均利用 日数
		504人	7日	539人	7日	566人
現状と課題	区内外で事業所の整備が進んでおり、重症心身障害児が利用できる事業所も増えています。また、療育内容の専門性や発達支援プログラムが多様化しており、支援内容や専門性、受入状況等から区外の事業所を利用する方もいます。					
サービス提供 体制確保の方策	適正な運用が図られるよう、児童発達支援ガイドラインの周知や関係機関との連絡調整を図り、サービスの質の確保を求めています。また、重度障害児に対応できる事業所の開設を支援していきます。					
令和5年7月に おける区内事業所	<p>新宿区立子ども総合センター※ ベアーズキッズ 児童発達支援・放課後等デイサービス Smile Seed(すまいるしーど) コペルプラス若松河田 ノーサイド新宿@Leaf 音楽療法センター※ バンブーワオ 早稲田校 En.療育ラボ 新宿スタジオ コペルプラス 信濃町教室 エイビイシイひまわり教室 いっといっぽ下落合教室 ノーサイド新宿ミュージックケア※ ICOPA キッズ西落合※ TASUC 早稲田教室 てらびあぼけっと 目白教室 フレンズスクエア 児童発達支援 放課後等デイサービス はびねす※ てらびあぼけっと 西新宿教室 放課後等デイサービス ウィズ・ユー早稲田 LITALICO ジュニア江戸川橋教室 感覚統合スタジオ ワールドキッズ新宿 放課後等デイサービス ウィズ・ユー東新宿 Frontierkids Mio Tesoro ※は、重症心身障害児を受け入れている事業所です。</p>					



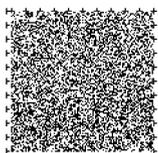
2 医療型児童発達支援		関連する「障害者計画」個別施策		③		
年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用 児童数	平均利用 日数	利用 児童数	平均利用 日数	利用 児童数	平均利用 日数
		0人	0日	0人	0日	0人
現状と課題	専門性のある医療機関でないとサービス事業所の指定を受けられないため、現状では都立の病院に併設されている事業所のみで、区内に事業所はありません。医療型でない児童発達支援においても医療的ケア児の支援を提供することで、サービスの補完をしています。					
サービス提供体制確保の方策	現状では区内に事業所開設の予定はありませんが、今後も近隣の医療機関に併設された都立の療育センター等と連携して、一人ひとりに寄り添ったサービスを提供します。					

3 放課後等デイサービス		関連する「障害者計画」個別施策		⑮		
年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用 児童数	平均利用 日数	利用 児童数	平均利用 日数	利用 児童数	平均利用 日数
		468人	10日	519人	11日	581人
現状と課題	多機能型の事業所や重度知的障害児が利用できる事業所が少ないため、就学後療育を継続できない利用者がみられます。また、家族の就労に伴って長時間利用したいニーズに対して十分に応えられていません。					
サービス提供体制確保の方策	日中一時支援事業(障害児等タイムケア事業、日中ショートステイ等)など類似するサービスとの併用利用が可能です。 長時間対応や土曜日の開所などのニーズに対応できる事業所の開設を支援していきます。					
令和5年7月における区内事業所	新宿区立子ども総合センター※ テラコヤキッズ 新宿本教室 TEENS 新宿 ベアーズ スポーツひろばプレイス 高田馬場教室 放課後等デイサービス すまいる サッカーあいだっく ノーサイド新宿@Leaf 音楽療法センター※ 放課後デイサービス スリーセブン 児童発達支援・放課後等デイサービス Smile Seed(すまいるしーど)					

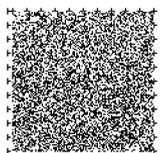


	放課後等デイサービス アトリエたいよう 東京 YMCA PIT 西早稲田 バンブーファオ 早稲田校 En.療育ラボ 新宿スタジオ エイビイシイひまわり教室 いっといっぼ下落合教室 ノーサイド新宿ミュージックケア※ アトリエたいよう 高田馬場ルーム TASUC 早稲田教室 児童発達支援 放課後等デイサービス はぴねす※ 放課後等デイサービス ウイズ・ユース早稲田 感覚統合スタジオ ワールドキッズ新宿 放課後等デイサービス いまラボキッズ 放課後等デイサービス ウイズ・ユース東新宿  ※は、重症心身障害児を受け入れている事業所です。
--	--

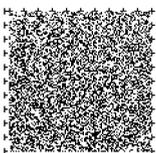
4 保育所等訪問支援		関連する「障害者計画」個別施策		⑬
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用児童数 29人	利用児童数 35人	利用児童数 41人	
現状と課題	<p>保育園、子ども園、幼稚園等に通園している障害のある子どもに対し、個別に支援する事業です。平成30年4月からは対象者が拡大され、乳児院や児童養護施設に入所している障害児にも訪問支援が可能となりました。発達に心配がある子どもが保育園、幼稚園等に通園するときも集団生活の中で自己肯定感をもって成長できるような環境の設定が必要です。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>集団場面での適応が難しい子どもや、保護者の就労などで通所での療育を利用できずにいた子どもに対し、保育園、子ども園、幼稚園に訪問支援員が出勤し、集団場面の中で支援を提供する保育所等訪問支援事業を実施することで、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進していきます。</p>			
令和5年7月における区内事業所	<p>新宿区立子ども総合センター          保育所等訪問支援 ベビーノ          ノーサイド新宿@Leaf 音楽療法センター          LITALICO ジュニア江戸川橋教室</p>			



5 居宅訪問型児童発達支援		関連する「障害者計画」個別施策		⑬
年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
サービス見込量 (1 か月当り総数)	利用児童数	利用児童数	利用児童数	
	8 人	8 人	8 人	
現状と課題	<p>通所による支援を受けることが困難な重度の障害児に、居宅において児童発達支援を提供するものです。</p> <p>区ではこの事業とは別に、子ども総合センターにおいて、「在宅児等訪問支援」に長年取り組んでいます。在宅で過ごす時間の多い重度の障害児等を訪問し、遊びの提供を通じて心地よい時間を過ごすことを目的としています。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>サービス対象者への制度の周知とともに、事業所の開設に関する情報収集に努めていきます。「在宅児等訪問支援」についても、引き続き、支援を必要とする障害児を適切に把握して、サービス提供に努めます。</p>			
令和 5 年 7 月における区内事業所	ノースサイド新宿@Leaf 音楽療法センター			



6 障害児相談支援		関連する「障害者計画」個別施策		①⑪⑫⑬⑯⑰		
年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
サービス見込量 (1 か月当り総数)	利用者数	セルフ プラン作成	利用者数	セルフ プラン作成	利用者数	セルフ プラン作成
		90 人	1,002 人	90 人	1,074 人	90 人
現状と課題	<p>障害児相談支援では、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援といった障害児通所支援サービスを利用する児童のための障害児支援利用計画を作成します。障害児通所支援サービスを利用する児童の増加に連動して、障害児相談支援の利用も増加する見込です。児童の発達の状況や障害受容の段階によっては、障害児通所支援サービスは利用したいが、障害児相談支援の利用は望まないという保護者が一定数見込まれます。</p>					
サービス提供体制確保の方策	<p>障害児支援利用計画の策定前の退院カンファレンスへの参加等に関して補助することにより、障害児相談支援事業所に参入しやすい環境を整えます。</p> <p>セルフプランの作成については、子ども総合センター及び、新宿区基幹相談支援センターが支援していきます。</p>					
令和 5 年 7 月における区内事業所	<p>新宿区立子ども総合センター  新宿区基幹相談支援センター  相談支援事業所 Kaien 新宿  ホートンケアサービス  相談支援いっとデザイン  team shien m. a 新宿  ベビーのための相談支援 ベビーノ</p>					



## 2 障害福祉サービスの必要量見込、現状と課題、サービス提供体制確保の方策

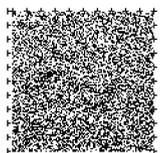
第7期新宿区障害福祉計画として設定する、令和8年度までの「障害福祉サービス」の必要量の見込及び令和5年度までの実績は以下の一覧表のとおりです。

障害福祉サービス等の社会資源の状況や障害者生活実態調査に基づくニーズ及び第6期新宿区障害福祉計画の実績等を踏まえ、各サービスの必要量の見込、現状と課題、サービス提供体制確保の方策をお示しします。

- ◎ 各サービスにおける、1か月あたりの利用者数・利用量を示しています。
- ◎ 通所施設等については、利用者数 × 1か月あたりの利用日数を示しています。

### 第6期新宿区障害福祉計画（障害福祉サービス）実績値等

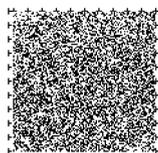
	令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度 (推計値)	
	利用者数	時間	利用者数	時間	利用者数	時間
1 居宅介護	547人	16,277時間	525人	15,708時間	543人	16,305時間
2 重度訪問介護	40人	16,121時間	41人	18,389時間	41人	17,046時間
3 同行援護	102人	2,466時間	99人	2,669時間	102人	2,563時間
4 行動援護	8人	378時間	10人	413時間	11人	417時間
5 重度障害者等包括支援	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
6 生活介護	393人×21日		400人×21日		405人×20日	
7 自立訓練(機能訓練)	4人×12日		2人×18日		3人×11日	
8 自立訓練(生活訓練) 【宿泊型自立訓練】	53人×18日 【11人×27日】		57人×18日 【12人×29日】		57人×16日 【14人×23日】	
9 就労移行支援	110人×19日		87人×19日		87人×18日	
10 就労継続支援A型	30人×19日		30人×20日		33人×18日	
11 就労継続支援B型	505人×16日		522人×17日		548人×16日	
12 就労定着支援	37人		45人		48人	
13 療養介護	18人		17人		17人	
14 短期入所 (ショートステイ)	95人×7日		108人×6日		115人×7日	
15 共同生活援助 (グループホーム)	211人		208人		216人	
16 施設入所支援	202人		200人		200人	
17 計画相談支援 【セルフプラン作成】	1,370人 【361人】		1,415人 【381人】		1,466人 【338人】	
18 地域移行支援	年間 利用者 数	9人	9人	7人		
19 地域定着支援		48人	36人	25人		
20 自立生活援助		15人	6人	2人		



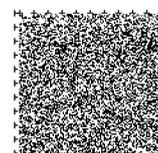
## 第7期新宿区障害福祉計画（障害福祉サービス）必要量見込

※第6期実績値等とは番号のずれが生じています。

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人数	時間	人数	時間	人数	時間
1 居宅介護	543人	15,653時間	543人	15,027時間	548人	14,426時間
2 重度訪問介護	42人	17,728時間	43人	18,437時間	43人	18,437時間
3 同行援護	102人	2,615時間	102人	2,667時間	103人	2,667時間
4 行動援護	13人	438時間	15人	460時間	17人	478時間
5 重度障害者等包括支援	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
6 生活介護	410人×23日		415人×23日		420人×23日	
7 自立訓練(機能訓練)	3人×14日		3人×14日		4人×13日	
8 自立訓練(生活訓練) 【宿泊型自立訓練】	59人×15日 【12人×26日】		61人×14日 【13人×26日】		63人×13日 【13人×25日】	
9 就労移行支援	87人×17日		87人×17日		87人×16日	
10 就労継続支援 A 型	35人×16日		37人×16日		37人×15日	
11 就労継続支援 B 型	570人×16日		593人×16日		617人×16日	
12 就労定着支援	55人		63人		72人	
13 就労選択支援	-人		8人		8人	
14 療養介護	16人		16人		16人	
15 短期入所 (ショートステイ)	127人×7日		140人×7日		154人×7日	
16 共同生活援助 (グループホーム)	236人		259人		265人	
17 施設入所支援	200人		200人		200人	
18 計画相談支援 【セルフプラン作成】	1,519人 【299人】		1,572人 【264人】		1,629人 【233人】	
19 地域移行支援	年間利用者数	7人	8人	9人		
20 地域定着支援		19人	19人	19人		
21 自立生活援助		2人	2人	2人		



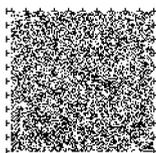
<b>1 居宅介護</b>			関連する「障害者計画」個別施策		②④⑳	
年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
サービス見込量	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
(1 か月当り総数)	543 人	15,653 時間	543 人	15,027 時間	548 人	14,426 時間
<b>2 重度訪問介護</b>			関連する「障害者計画」個別施策		②④	
年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
サービス見込量	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
(1 か月当り総数)	42 人	17,728 時間	43 人	18,437 時間	43 人	18,437 時間
<b>3 同行援護</b>			関連する「障害者計画」個別施策		②㉑㉒	
年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
サービス見込量	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
(1 か月当り総数)	102 人	2,615 時間	102 人	2,667 時間	103 人	2,667 時間
<b>4 行動援護</b>			関連する「障害者計画」個別施策		②㉒	
年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
サービス見込量	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
(1 か月当り総数)	13 人	438 時間	15 人	460 時間	17 人	478 時間
<b>5 重度障害者等包括支援</b>			関連する「障害者計画」個別施策		②	
年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
サービス見込量	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
(1 か月当り総数)	0 人	0 時間	0 人	0 時間	0 人	0 時間



<1～5に関する現状と課題、サービス提供体制の確保策>

<p>現状と課題</p>	<p>ヘルパーの確保と育成が共通の重要課題です。                  重度障害者等包括支援についてサービス提供を行える従事者要件が厳しいなどの理由により、事業所がほとんどないことから、サービスの対象者であっても、重度訪問介護等複数のサービスを組み合わせ利用しています。                  同行援護については視覚障害者の社会参加のために重要な役割を担っていますが、外出したい希望日に予約が取りづらいとの声が上がっています。また、家族の介護により子供の権利が守られていないヤングケアラーの支援が求められています。障害児者への適切なサービス支給が必要です。</p>
<p>サービス提供体制 確保の方策</p>	<p>重度訪問介護については、夜間の対応やたん吸引のサービス提供ができる事業所へのニーズが高いです。事業所に対し研修の周知を行っていきます。                  また、居宅介護事業者に対し、同行援護、行動援護、重度訪問介護の研修周知を実施していきます。</p>

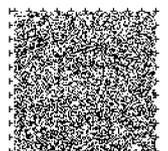
6 生活介護		関連する「障害者計画」個別施策		②⑱		
年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
	410人	23日	415人	23日	420人	23日
<p>現状と課題</p>	<p>区内の事業所の定員に余裕がない状態で、障害の重度化・高齢化への対応及び特別支援学校卒業生の進路先確保のためには、更に区内の生活介護事業の充実が必要です。</p>					
<p>サービス提供 体制確保の方策</p>	<p>新宿生活実習所の建替えにあたっては、新施設において生活介護事業の定員の拡充するほか障害者福祉センターの多機能型事業所の定員を変更し、生活介護の定員の拡充を行います。                  ※第三次実行計画事業に「区立障害者福祉施設の機能の充実」及び「牛込保健センター等複合施設の建替え」を掲げ推進します。                  また、令和7年度に開設予定の中落合一丁目区有地を活用した障害者施設の整備では、生活介護を新たに実施します。</p>					
<p>令和5年7月に おける区内事業所</p>	事業所名		身体	知的	精神	
	新宿区立新宿生活実習所			○		
	新宿区立新宿福祉作業所			○		
	新宿区立高田馬場福祉作業所			○		
	新宿区立あゆみの家		○	○		
	新宿区立障害者福祉センター		○			
	障害者支援施設 新宿けやき園		○	○	○	
	シャロームみなみ風			○		



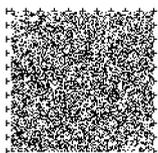
7 自立訓練(機能訓練)			関連する「障害者計画」個別施策		②⑱	
年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用日 数
		3人	14日	3人	14日	4人
令和5年7月に おける区内事業所	事業所名			身体	知的	精神
	東京視覚障害者生活支援センター			○		
8 自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練			関連する「障害者計画」個別施策		②⑱⑳㉓	
年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
	59人	15日	61人	14日	63人	13日
【宿泊型自立訓練利用人数】	12人	26日	13人	26日	13人	25日
令和5年7月に おける区内事業所	自立訓練(生活訓練)					
	事業所名			身体	知的	精神
	東京ワークショップ			○		
	シャロームみなみ風				○	
	新宿区立障害者生活支援センター					○
	日本点字図書館自立支援室			○		
	ゆたかカレッジ高田馬場キャンパス				○	○
	生活訓練事業所 Kaien 市ヶ谷					○
	リワークセンター新宿南口					○
	ニューロリワーク 新宿御苑センター					○
	宿泊型自立訓練					
	事業所名			身体	知的	精神
	新宿区立障害者生活支援センター					○

<7～8に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

現状と課題	<p>自立訓練(機能訓練)を提供する事業所は、視覚障害者を対象とした事業所が区内には1所あります。肢体不自由者のリハビリテーションについては、都外の入所施設併設型事業所の利用が、主なものになっています。</p> <p>自立訓練(生活訓練)を提供する事業所は、区内に8所あります。</p>
サービス提供体制確保の方策	<p>機能訓練に関して、区では独自に区立障害者福祉センターにおいて、中途障害者(肢体不自由)の退院後支援を含めた機能訓練事業を、総合的に実施しています。</p> <p>自立訓練(生活訓練)については、制度の内容について周知を進めていきます。</p>

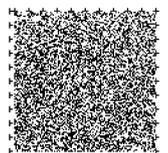


9 就労移行支援		関連する「障害者計画」個別施策		⑤⑱⑲⑳㉑㉒		
年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
		87人	17日	87人	17日	87人
令和5年7月 における区内事業所	事業所名		身体	知的	精神	難病
	東京ワークショップ		○			
	就労センター「街」				○	
	わーくす ここ・から		○	○	○	
	リヴァトレ市ヶ谷				○	
	SAKURA 新宿センター		○	○	○	
	Kaien 新宿				○	
	リエンゲージメント				○	
	ヒューマングロー高田馬場		○	○	○	○
	十二社 生活・就労研修センター				○	
	～キセキの杜～ジョブステーション高田馬場		○	○	○	○
	就労移行ITスクール四ツ谷		○	○	○	○
	カレント				○	
	就労移行支援事業所リスタート			○	○	○
	東京視覚障害者生活支援センター		○			
	ゆたかカレッジ早稲田キャンパス			○	○	
	SAKURA 早稲田センター		○	○	○	
	キズキビジネスカレッジ				○	
	ラルゴ神楽坂				○	
	キズキビジネスカレッジ 新宿校				○	
LITALICO ワークス 高田馬場		○	○	○	○	
エンカレッジ早稲田駅前			○	○		
LITALICO ワークス 新宿三丁目		○	○	○	○	



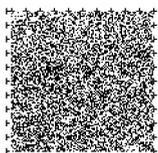
10 就労継続支援 A 型		関連する「障害者計画」個別施策		⑤⑬⑭⑮⑯⑰		
年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
サービス見込量 (1 か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
		35 人	16 日	37 人	16 日	37 人
令和 5 年 7 月に おける区内事業所	事業所名		身体	知的	精神	
	ストローク・サービス			○	○	
	あしか		○	○	○	
	くじら		○	○	○	
	東京都育成会 クリーンサービス			○		

11 就労継続支援 B 型		関連する「障害者計画」個別施策		⑤⑬⑭⑮⑯⑰		
年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
サービス見込量 (1 か月当り総数)	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数	利用者数	平均利用 日数
		570 人	16 日	593 人	16 日	617 人
令和 5 年 7 月に おける区内事業所	事業所名	特定なし	身体	知的	精神	難病
	コンフィデンス早稲田		○	○	○	○
	東京ワークショップ		○			
	新宿区立新宿福祉作業所			○		
	新宿区立高田馬場福祉作業所			○		
	新宿第二あした作業所			○		
	新宿あした作業所			○		
	新宿区立障害者福祉センター		○			
	オフィスクローバー				○	
	新宿西共同作業所・ラバンス		○	○	○	
	ファロ				○	
	就労センター『風』				○	
	就労センター「街」				○	
	パイオニア		○			
	わーくす ここ・から	○				
	みのり舎		○	○	○	
	西早稲田あした作業所			○		
	シャロームみなみ風			○		
	プラーナ新宿			○	○	
	寒緋桜				○	
十二社 生活・就労研修センター				○		



	フレッシュスタート目白		○	○	○	
	ゆたかカレッジ早稲田キャンパス			○	○	
	マナティ		○	○	○	○
	東京デジタルキャリア			○	○	
	GFTD WORKS				○	
	ヘレン・ケラー治療院 鍼灸・あん摩マッサージ指圧		○			
	Will				○	

12 就労定着支援		関連する「障害者計画」個別施策				②④⑥
年度	令和6年度	令和7年度		令和8年度		
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用者数		利用者数		
	55人	63人		72人		
令和5年7月における区内事業所	事業所名	特定なし	身体	知的	精神	難病
	くじら		○	○	○	
	ルーツプラス	○				
	あしか		○	○	○	○
	十二社 生活・就労研修センター	○				
	リエンゲージメント就労定着支援事業所	○				
	東京ワークショップ		○			
	わーくす ここ・から	○				
	ヒューマングロー高田馬場		○	○	○	○
	SAKURA 新宿センター		○	○	○	○
	プラーナ新宿			○	○	
	リヴァトレ市ヶ谷				○	
	就労定着支援事業所 Kaien 新宿				○	
	就労センター「街」				○	
	〜キセキの杜〜ジョブステーション高田馬場		○	○	○	
	カレント				○	
	ゆたかカレッジ早稲田キャンパス				○	○
	SAKURA 早稲田センター		○	○	○	
	キズキビジネスカレッジ				○	
	キズキビジネスカレッジ新宿校				○	
LITALICO ワークス高田馬場		○	○	○	○	
ラルゴ神楽坂				○		
LITALICO ワークス新宿三丁目		○	○	○	○	
エンカレッジ早稲田駅前				○	○	



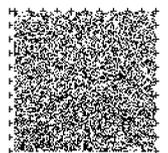
13 就労選択支援		関連する「障害者計画」個別施策		②④⑥
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用者数	利用者数	
	-人	8人	8人	

<9～13に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

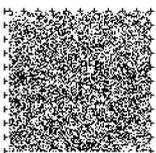
現状と課題	<p>福祉施設を経て一般就労した障害者に対する就労定着支援のニーズは増えています。</p> <p>就労継続支援 A 型について、支援内容の適正化や就労の質の向上とともに経営面の健全な運営が求められています。</p> <p>就労継続支援 B 型の利用者の障害の重度化や高齢化に対応する事業所運営や支援内容の工夫と支援ニーズに応じ、他のサービスや事業に適切につながる事ができる体制の構築が求められています。</p>
サービス提供体制確保の方策	<p>就労移行支援については、一般就労への移行者が 3 割を超えることという区の成果目標を各事業所に伝達し、適切な事業運営を促していきます。</p> <p>また、一般就労者の安定した就労定着を図るため、引き続き新宿区勤労者支援センターや各就労支援事業所等と連携し、就労定着支援事業の利用を促進していきます。</p> <p>今後新たに創設される就労選択支援については、サービスの対象者への制度への周知とともに、事業所の開設に関する情報収集をしていきます。</p>

14 療養介護		関連する「障害者計画」個別施策		③
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	利用者数	利用者数	
	16人	16人	16人	
現状と課題	新宿区が窓口になり、東京都が入所調整を行っていますが、空床が発生しづらい現状があり、迅速な対応が出来ない状況があります。			
サービス提供体制確保の方策	サービス提供は病院のみで、区内に事業所はありません。利用希望者については、東京都の入所調整とあわせて、遠隔地にある施設との連携を密にし、利用者の状況に応じた対応を進めていきます。			

15 短期入所(ショートステイ)			関連する「障害者計画」個別施策			④⑨⑳	
年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数	平均利用日数	利用者数	平均利用日数	利用者数	平均利用日数	
	127人	7日	140人	7日	154人	7日	
令和5年7月における区内事業所	事業所名		身体	知的	精神	障害児	難病
	新宿区立新宿生活実習所			○		○	



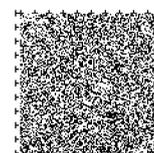
	新宿区立あゆみの家	○	○		○	
	新宿区立障害者福祉センター	○	○		○	○
	障害者支援施設 新宿けやき園	○				
	シャロームみなみ風		○			
	新宿区立障害者生活支援センター			○		
	ブルーム早稲田		○			
	こどもソテリア東京四谷(短期入所)さんさんハウス		○	○	○	○
<b>16 共同生活援助(グループホーム)</b>		関連する「障害者計画」個別施策			⑳㉑㉒	
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数 236人	利用者数 259人	利用者数 265人			
令和5年7月に おける区内 グループホーム	グループホーム名				知的	精神
	からふる	○				
	ぼけっと	○				
	ぱれっと	○				
	中落合あしたホーム	○				
	西落合ホーム	○				
	笑がおの園 クローバーⅠ・Ⅱ	○				
	ブルーム早稲田	○				
	ホームすみれ空	○				
	アイリスホーム西新宿1・2	○				
	ドリームハウスキャット早稲田	○				
	ふるさとホーム新宿				○	
	ふるさとホーム大久保				○	
	ふるさとホーム東新宿				○	
	こごみハウス(つくしユニット)				○	
	GHつる				○	
グループホーム「麻の葉」西早稲田ハウス				○		
グループホーム「麻の葉」柏木ハウス				○		
<b>17 施設入所支援</b>		関連する「障害者計画」個別施策			㉓	
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
サービス見込量 (1か月当り総数)	利用者数 200人	利用者数 200人	利用者数 200人			
令和5年7月に おける区内事業所	事業所名		身体	知的	精神	
	障害者支援施設 新宿けやき園		○	○	○	
	シャロームみなみ風			○		



<14～17に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

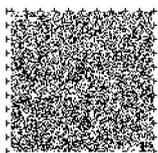
<p>現状と課題</p>	<p>短期入所について、介護者の一時的な休息のための数日間のショートステイ、介護者の通院等の1週間単位のミドルステイ、入所施設の利用を念頭に置いたロングステイなどさまざまな要望があります。他区や都外の施設も含めて広域的に対応しています。</p> <p>共同生活援助は区内外に設置が進み、日常生活支援型や医療的ケアに対応した事業所など、様々なニーズに合わせ選択できるようになっています。ただし、区内事業所にニーズが集中し、満床となっています。施設入所支援は区内に2事業所設置しています。また、利用者のニーズに合わせ都外施設の利用も多くみられます。</p>
<p>サービス提供体制確保の方策</p>	<p>生活実習所の新施設においては、ショートステイの定員を緊急枠も含め3床から4床に拡充します。また、払方町国有地を活用した障害者施設で2床、中落合一丁目区有地を活用した障害者施設では緊急枠を含め3床、計5床のショートステイを新設します。引き続き、グループホーム建設の計画がある時にはショートステイも併設するように事業者働きかけを行っていきます。</p> <p>在宅での生活が困難になった方や入所施設等から地域移行を望む方の受け皿として、グループホームの重要性が高まっている現状から、グループホームの設置が決まっている公有地(払方町及び中落合一丁目)については、開設に向けた具体的な手続きを進めていく一方、開設後に安定した運営ができるよう事業者を支援していきます。</p> <p>また民有地の活用についても、区から所有者を紹介する等、法人が行う整備計画の具体化に向け支援を行っていきます。</p> <p>※第三次実行計画事業に「障害者グループホームの設置促進」、「区立障害者福祉施設の機能の充実」及び「牛込保健センター等複合施設の建替え」を掲げ推進します。</p>

<p><b>18 計画相談支援</b> <b>【セルフプラン作成を含む】</b></p>		<p>関連する「障害者計画」個別施策</p>		<p>①⑨⑩⑬⑰⑳㉓</p>		
<p>年度</p>	<p>令和6年度</p>		<p>令和7年度</p>		<p>令和8年度</p>	
<p>サービス見込量</p>	<p>利用者数</p>	<p>セルフプラン作成</p>	<p>利用者数</p>	<p>セルフプラン作成</p>	<p>利用者数</p>	<p>セルフプラン作成</p>
	<p>1,519人</p>	<p>299人</p>	<p>1,572人</p>	<p>264人</p>	<p>1,629人</p>	<p>233人</p>
<p>現状と課題</p>	<p>相談支援事業所を利用してサービス等利用計画を作成する方が増えてきていることに加え、計画作成件数は事業所ごとにバラつきがあることから、事業所数はまだ十分とは言えない状況です。また、計画の記載内容や質の向上も課題です。</p>					



サービス提供体制確保の方策	サービス対象者への制度の周知とともに、事業所開設に向けた支援や発信に努めていきます。また、対象者の選択によるセルフプランの作成や、サービス利用調整の支援を実施します。					
令和5年7月における区内事業所	事業所名	身体	知的	精神	障害児	難病
	新宿区立子ども総合センター				○	
	新宿区基幹相談支援センター	○	○	○	○	○
	地域活動支援センターまど			○		
	地域活動支援センター『風』			○		
	ファロ			○		
	新宿区立あゆみの家	○	○			
	相談支援事業所 Kaien 新宿			○	○	
	高次脳機能障害相談支援 VIVID	○	○	○		
	あんそれいゆ	○	○			
	指定特定相談支援事業所 TOMO	○				
	特定相談支援事業所 どまーに		○			
	新宿区立障害者福祉センター	○	○			
	新宿区立障害者生活支援センター			○		
	ホートンケアサービス	○	○	○	○	○
	東京視覚障害者生活支援センター	○				
	相談支援事業所 Serecosu 新宿			○		
	GIFT ライフプランナー	○	○	○		○
	在宅支援相談室新宿	○	○	○		○
	相談支援いとデザイン				○	
team shien m.a 新宿	○	○	○	○	○	
ベビーのための相談支援 ベビーノ				○		
プラーナ新宿		○	○			

<b>19 地域移行支援</b>		関連する「障害者計画」個別施策		㉒㉓	
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
サービス見込量 (年間利用者数)	利用者数 7人	利用者数 8人	利用者数 9人		
<b>20 地域定着支援</b>		関連する「障害者計画」個別施策		㉒㉓	
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
サービス見込量 (年間利用者数)	利用者数 19人	利用者数 19人	利用者数 19人		
令和5年7月における区内事業所	事業所名		身体	知的	精神
	あんそれいゆ		○	○	

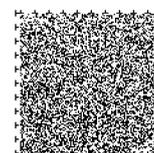


(地域移行支援・ 地域定着支援)	相談支援事業所 Serecosu 新宿			○
	地域活動支援センター『風』			○

<19、20に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

現状と課題	<p>区内には、身体障害者・知的障害者のための施設入所支援を提供する施設が2か所で、精神障害者の長期入院できる精神科病院はほとんど無く、入所・入院している障害者の多くは区外、都外にいたるため、区内を拠点としたサービス提供が困難な状況があり、事業所が増えない要因の一つになっています。</p> <p>身体障害者・知的障害者の地域移行に関しては、障害や個別の状況に配慮し、入所中の施設に近接した地域のグループホームに入所する方もいます。</p> <p>精神障害者の地域移行に関しては、東京都単独の退院促進事業の活用や、保健センター保健師の活動による支援、区立障害者生活支援センターでは宿泊型自立訓練と計画相談支援を行う過程で、精神科病院と連携し、地域への移行支援を行っています。</p>
サービス提供 体制確保の方策	<p>必要に応じて、東京都の事業と合わせてサービスを利用するなどして、病院から宿泊型自立訓練、グループホーム、在宅生活等、障害の状況に合わせ、地域での在宅生活へスムーズに移行できるよう支援していきます。</p>

21 自立生活援助		関連する「障害者計画」個別施策		②③	
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
サービス見込量 (年間利用者数)	利用者数	利用者数	利用者数		
	2人	2人	2人		
現状と課題	サービス利用のニーズはあるが、サービス提供事業所が少なく、利用実績は横ばいとなっています。				
サービス提供 体制確保の方策	サービスの内容、時期、対象者等について、関係機関への周知と連携を図り、より適切なサービス利用につなげていきます。				
令和5年7月に おける区内事業所	事業所名		身体	知的	精神
	相談支援事業所 Serecosu 新宿			○	



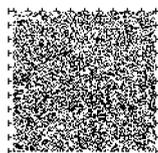
### 3 地域生活支援事業の必要量見込、現状と課題、サービス提供体制確保の方策

令和 8 年度までの「地域生活支援事業」の必要量の見込及び令和 5 年度までの実績は以下の一覧表のとおりです。

障害福祉サービス等の社会資源の状況や障害者生活実態調査に基づくニーズ及び第 6 期新宿区障害福祉計画の実績等を踏まえ、各サービスの必要量の見込、現状と課題、サービス提供体制確保の方策をお示しします。数値による必要量の見込の設定になじまないサービスについては、サービス提供体制確保の方策ではなく、これからの取組を記載しています。

#### 第 6 期新宿区障害福祉計画（地域生活支援事業）実績値等

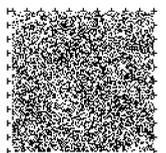
		令和 3 年度実績	令和 4 年度実績	令和 5 年度 (推計値)
101 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
102 障害者福祉活動事業助成 (自発的活動支援事業)	実施の有無	実施	実施	実施
103 相談支援	実施個所数	13 所	13 所	13 所
104 基幹相談支援センター	設置年月	平成 24 年 4 月設置		
105 障害者自立支援協議会	設置年月	平成 19 年 3 月設置		
106 居住サポート	実施個所数	5 所	5 所	5 所
107 成年後見制度利用促進	年間区長申立 件数	延 6 件	延 4 件	延 4 件
108 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
109 意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣)	年間利用件数	延 1,069 件	延 1,016 件	延 1,016 件
110 意思疎通支援事業 (要約筆記者派遣)	年間利用件数	延 40 件	延 12 件	延 29 件
111 意思疎通支援事業 (手話通訳者の本庁舎配置)	年間利用件数	延 224 件	延 150 件	延 150 件
112 日常生活用具 (介護訓練支援)	年間利用件数	延 23 件	延 28 件	延 24 件
113 日常生活用具 (自立生活支援)	年間利用件数	延 94 件	延 73 件	延 70 件
114 日常生活用具 (在宅療養等支援)	年間利用件数	延 52 件	延 57 件	延 94 件
115 日常生活用具 (情報・意思疎通支援)	年間利用件数	延 145 件	延 69 件	延 110 件
116 日常生活用具 (排泄管理支援)	年間利用件数	延 4,516 件	延 4,497 件	延 4,629 件
117 住宅改修費	年間利用件数	延 5 件	延 14 件	延 10 件
118 意思疎通支援者養成 研修事業	修了者数 (登録者数)	0 人(2 人)	36 人(2 人)	73 人(2 人)
119 移動支援 (個別支援・グループ支援)	年間利用者 時間数	延 6,498 人	延 7,222 人	延 7,803 人
		延 68,104 時間	延 72,460 時間	延 83,592 時間



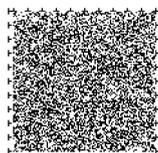
		令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度 (推計値)	
120 地域活動支援センター	実施個所数 年間利用者数	4所	延6,795人	4所	延6,788人	4所	延8,846人
121 身体障害者福祉ホーム	実施個所数 利用定員	3所	21人	3所	21人	3所	21人
122 精神障害者福祉ホーム	実施個所数 利用定員	1所	8人	1所	8人	1所	8人
123 巡回入浴	年間回数 実利用者数	1,020回	31人	1,153回	33人	1,222回	26人
124 日中ショートステイ (日中一時支援)	実施個所数 年間利用者数	5所	延244人	5所	延255人	5所	延245人
125 土曜ケアサポート (日中一時支援)	実施個所数 年間利用者数	1所	延448人	1所	延527人	1所	延516人
126 障害児等タイムケア (日中一時支援)	実施個所数 実利用者数	1所	65人	1所	61人	1所	61人
127 緊急保護居室確保 (障害者虐待防止対策支援)	床数	1床		1床		1床	
128 障害支援区分認定等事務(介 護給付費等認定審査会)	年間回数 年間審査件数	25回	501件	25回	435件	24回	650件

### 第7期新宿区障害福祉計画（地域生活支援事業）必要量見込

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
101 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
102 障害者福祉活動事業助成 (自発的活動支援事業)	実施の有無	実施	実施	実施
103 相談支援	実施個所数	13所	13所	13所
104 基幹相談支援センター	設置年月	平成24年4月設置		
105 障害者自立支援協議会	設置年月	平成19年3月設置		
106 居住サポート	実施個所数	5所	5所	5所
107 成年後見制度利用促進	年間区長申立 件数	延7件	延7件	延7件
108 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
109 意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣)	年間利用件数	延1,067件	延1,120件	延1,176件
110 意思疎通支援事業 (要約筆記者派遣)	年間利用件数	延50件	延50件	延50件
111 意思疎通支援事業 (手話通訳者の本庁舎配置・ 遠隔手話通訳等サービス)	年間利用件数	延153件	延156件	延159件
112 日常生活用具 (介護訓練支援)	年間利用件数	延26件	延22件	延23件

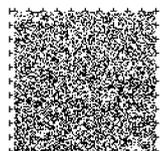


		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
113 日常生活用具 (自立生活支援)	年間利用件数	延 82 件		延 78 件		延 81 件	
114 日常生活用具 (在宅療養等支援)	年間利用件数	延 99 件		延 104 件		延 110 件	
115 日常生活用具 (情報・意思疎通支援)	年間利用件数	延 103 件		延 107 件		105 件	
116 日常生活用具 (排泄管理支援)	年間利用件数	延 4,605 件		延 4,496 件		延 4,525 件	
117 住宅改修費	年間利用件数	延 10 件		延 10 件		延 10 件	
118 意思疎通支援者養成 研修事業	修了見込者数 (登録見込者数)	73 人(2 人)		73 人(2 人)		73 人(2 人)	
119 移動支援 (個別支援・グループ支援)	年間利用者 時間数	延 8,424 人		延 9,095 人		延 9,822 人	
		延 90,474 時間		延 97,680 時間		延 105,488 時間	
120 地域活動支援センター	実施個所数 年間利用者数	5 所	延 10,046 人	5 所	延 11,246 人	5 所	延 11,246 人
121 身体障害者福祉ホーム	実施個所数 利用定員	3 所	21 人	3 所	21 人	3 所	21 人
122 精神障害者福祉ホーム	実施個所数 利用定員	1 所	8 人	1 所	8 人	1 所	8 人
123 巡回入浴	年間回数 実利用者数	1,260 回	32 人	1,338 回	34 人	1,417 回	36 人
124 日中ショートステイ (日中一時支援)	実施個所数 年間利用者数	5 所	延 240 人	5 所	延 247 人	5 所	延 244 人
125 土曜ケアサポート (日中一時支援)	実施個所数 年間利用者数	1 所	延 497 人	1 所	延 513 人	1 所	延 508 人
126 障害児等タイムケア (日中一時支援)	実施個所数 実利用者数	1 所	61 人	1 所	61 人	1 所	61 人
127 緊急保護居室確保 (障害者虐待防止対策支援)	床数	1 床		1 床		1 床	
128 障害支援区分認定等事務 (介護給付費等認定審査会)	年間回数 年間審査件数	30 回	860 件	26 回	567 件	24 回	481 件

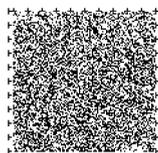


101 理解促進研修・啓発事業		関連する「障害者計画」個別施策		②⑦②⑧③⑩③③③④③⑥③⑧
年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
実施の有無	実施	実施	実施	
現状と課題	障害のある方と障害のない方との相互理解を深め、こころのバリアフリーを促進するため、障害者週間(12月3日～9日)に合わせた「障害者福祉施設共同バザール」・「障害者作品展」等の啓発事業を開催しています。また、障害理解のための映像を作成し、区民をはじめ多くの方が往来する新宿駅周辺の街頭ビジョンにて放映しています。			
これからの取組	今後も参加団体等の協力を得ながら、「障害者福祉施設共同バザール」・「障害者作品展」を継続し、区民のほか、在勤や在学の方に対する障害理解の促進を広く図ります。また、令和 6 年度から改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されることに合わせ、パンフレットや HP 等を更新し、周知を進めていきます。			

102 障害者福祉活動事業助成 (自発的活動支援事業)		関連する「障害者計画」個別施策		④②⑨③⑥
年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
実施の有無	実施	実施	実施	
現状と課題	障害者福祉の増進を図り、障害者の自立及び社会参加を促進する自主活動を援助するため、「障害者福祉活動事業助成金事業」として助成金を交付しています。 年間の助成金の原資が有効かつ効率的に、多くの団体が利用できるよう事業運営を進めていく必要があります。			
これからの取組	障害当事者やその家族・支援者等で構成される障害者団体が自主的に取り組む啓発活動等に対し、支援を継続していきます。			

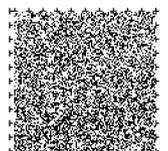


103 相談支援		関連する「障害者計画」個別施策		①⑥⑦⑧⑨⑩ ⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰
年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
実施か所数	13 所	13 所	13 所	
現状と課題	令和 5 年 7 月現在 13 所を指定し、常時福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリングや専門機関の紹介、障害者やその家族が持つ様々な悩みを解決したり、多様な相談に対応しています。			
サービス提供体制確保の方策	今後も様々な相談に対応していきます。			
令和 5 年 7 月における区内窓口	障害者福祉課(基幹相談支援センター) 新宿区立子ども総合センター 保健予防課 新宿区立牛込保健センター 新宿区立四谷保健センター 新宿区立東新宿保健センター 新宿区立落合保健センター 地域活動支援センター「まど」 地域活動支援センター『風』 ファロ 新宿西共同作業所ラバンス 新宿区立障害者福祉センター シャロームみなみ風			



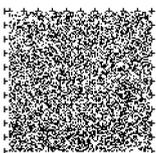
104 基幹相談支援センター		関連する「障害者計画」個別施策		①②⑥⑦⑧⑨ ⑩⑬⑲⑳㉑㉒
年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
設置の有無	平成 24 年 4 月設置			
機能強化事業の実施の有無	実施	実施	実施	
現状と課題	<p>障害者福祉課内に開設した基幹相談支援センターは、地域における相談支援の核となり、障害者手帳の取得から、それに関連する諸制度、障害福祉サービス及びサービス等利用計画の作成や相談、さらには虐待に係る相談や通報受理など、障害者の相談支援に関する業務を総合的に行っています。</p>			
これからの取組	<p>サービス等利用計画に関し、基幹相談支援センターと地域の指定特定相談支援事業所が連携を図り、研修等を通して、個々のニーズに着目した計画作成が出来るよう、ケアマネジメント能力の向上に努めていきます。</p> <p>基幹相談支援センター(障害者虐待防止センター)が中心となり、障害者の虐待防止の広報・普及・啓発を進めるとともに、福祉施設事業者等の職員に対し、虐待防止や適切な支援のあり方に関する研修等を実施していきます。また、地域の指定特定相談支援事業所、サービス提供事業所及び関係機関等との連携を深めます。</p>			

105 障害者自立支援協議会		関連する「障害者計画」個別施策		①⑦⑧⑩⑳
年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
設置の有無	平成 19 年 3 月設置			
現状と課題	<p>地域における障害者等への支援体制に関する課題について協議など活発な活動を行っています。</p> <p>今後は関係機関の有する情報を共有し、相互間の連携を一層充実させていくことにより、地域の実情に応じた体制の整備について検討を重ねていく必要があります。</p>			
これからの取組	<p>障害者自立支援協議会では、専門的な見地から、よりきめ細かに協議する専門部会を設けています。専門部会では様々な地域課題について、地域における障害者への支援や連携のあり方について検討していきます。また、障害者計画・障害児福祉計画・障害福祉計画を策定する過程では障害者自立支援協議会の意見を聴いた上で取り組んでいきます。</p>			

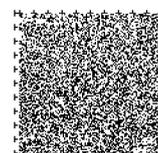


106 居住サポート		関連する「障害者計画」個別施策		⑳㉒㉓
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
実施か所数	5所	5所	5所	
現状と課題	高齢者や障害者等の住宅確保や要配慮者の住まいの確保が困難な状況があります。高齢者や障害者等の条件に適う民間賃貸住宅の空き物件が少ないなか、民間賃貸住宅の家主等から賃貸借契約を拒まれる場合があるからです。円滑な住宅確保のため、住居探し等の相談支援を継続する必要があります。			
サービス提供体制確保の方策	「地域移行支援」「地域定着支援」によるサポートを組み合わせることにより、地域の中で障害者が安心して生活でき、併せて近隣の方の理解を促進していただけるような支援体制をめざしていきます。			
令和5年7月における区内事業所	区立障害者福祉センター 地域活動支援センター「まど」 地域活動支援センター『風』 ファロ 新宿西共同作業所ラバンス			

107 成年後見制度利用促進		関連する「障害者計画」個別施策		⑳
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
サービス見込量 (年間区長申立件数)	延7件	延7件	延7件	
現状と課題	<p>後見人等への報酬助成や親族申立費用の支援も可能となっています。また、申立人のいない障害者について、区長申立てを実施しています。</p> <p>区は、成年後見制度の推進機関として、新宿区社会福祉協議会に新宿区成年後見センターを設置しています。</p> <p>令和3年度からは、同センターを国の基本計画における地域連携ネットワークの「中核機関」として位置づけ、弁護士や司法書士、医師や福祉関係者等の関係機関と連携した支援体制の強化を図っています。</p> <p>今後、相談支援件数の増加や相談支援内容の多様化・複雑化に対応するため、職員の専門性の向上や関係機関との連携強化が必要です。加えて、本人の意思の尊重と、意思の把握が困難な場合の本人の最善の利益を目指していくことが必要です。</p>			
サービス提供体制確保の方策	成年後見制度と地域福祉権利擁護事業を活用して、親亡き後等も見据えた日常生活の支援や見守りにより、本人が地域で安心して生活できるよう、本人の財産や権利を守るための取り組みを推進していきます。成年後見制度が必要な方で、区による支援が必要な場合に適切に相談に応じていきます。			



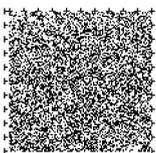
108 成年後見制度法人後見支援事業		関連する「障害者計画」個別施策		③⑩
年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
実施の有無	実施	実施	実施	
現状と課題	平成 30 年度から新宿区の補助事業として新宿区社会福祉協議会が実施しています。令和 4 年度末時点で、法定後見 8 件、任意後見 8 件を受任しています。障害者の親が、将来を見据えて任意後見を契約するケースがあり、必要があれば、障害者自身の成年後見制度の利用を支援することがあります。多様な生活課題を抱えるケースに対し、職員の専門性の向上や関係機関を含めた連携強化が必要です。			
これからの取組	引き続き、新宿区社会福祉協議会内に設置している「新宿区成年後見センター」において法人後見事業を実施することで、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度利用まで一貫した支援が可能となる仕組みを作り、判断能力が不十分になっても安心して地域で生活を送ることのできる環境づくりを推進します。			



<b>109 意思疎通支援 (手話通訳者派遣)</b>		関連する「障害者計画」個別施策		②⑦⑧③⑧
年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 1,067 件	延 1,120 件	延 1,176 件	
<b>110 意思疎通支援事業 (要約筆記者派遣)</b>		関連する「障害者計画」個別施策		②⑦⑧③⑧
年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 50 件	延 50 件	延 50 件	
<b>111 意思疎通支援事業 (手話通訳者の本庁舎配置・ 遠隔手話通訳等サービス)</b>		関連する「障害者計画」個別施策		②⑦⑧③⑧
年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 153 件	延 156 件	延 159 件	

<109～111 に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

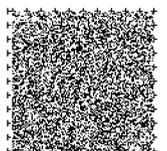
現状と課題	<p>日中に活動できる手話通訳者の確保が課題になっています。 また、映像手話通訳の需要の高まりに対応する必要があります。</p>
サービス提供体制確保の方策	<p>意思疎通支援者養成研修事業を推進していくとともに、障害理解の促進により手話通訳者数を増やす取組をしていきます。</p> <p>日中の時間帯に活動できる手話通訳者が少ないという現状に対しては、手話通訳講習会を日中の時間帯に開催し、人材の育成に向けた取組を今後も継続していきます。</p> <p>また、令和 4 年度より、区登録手話通訳者に向けた映像手話通訳研修を開催しています。</p> <p>今後も手話通訳者の確保及び育成に努めていきます。</p>



<b>112 日常生活用具(介護訓練支援)</b>		関連する「障害者計画」個別施策		②
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 26 件	延 22 件	延 23 件	
<b>113 日常生活用具(自立生活支援)</b>		関連する「障害者計画」個別施策		②
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 82 件	延 78 件	延 81 件	
<b>114 日常生活用具(在宅療養等支援)</b>		関連する「障害者計画」個別施策		②③
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 99 件	延 104 件	延 110 件	
<b>115 日常生活用具(情報・意思疎通支援)</b>		関連する「障害者計画」個別施策		②⑦③⑧
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 103 件	延 107 件	延 105 件	
<b>116 日常生活用具(排泄管理支援)</b>		関連する「障害者計画」個別施策		②
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 4,605 件	延 4,496 件	延 4,525 件	

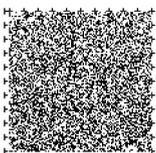
<112～116 に関する現状と課題、サービス提供体制の方策>

現状と課題	<p>障害者福祉の手引への掲載や広報掲載とホームページを主に日常生活用具に関する周知を行っています。</p> <p>対象品目に該当しないものの要望が多い製品もあるため、日常生活用具の給付等に関する検討会を開催し、毎年品目や基準額について検討しています。</p>
サービス提供体制確保の方策	<p>日進月歩で進化する用具情報や利用者の要望等を踏まえ、用具の品目、対象者、基準額、耐用年数等の見直しを適切に行っていきます。</p>



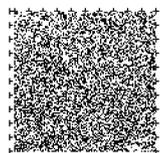
117 住宅改修費		関連する「障害者計画」個別施策		②⑳㉔
年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
サービス見込量 (年間利用件数)	延 10 件	延 10 件	延 10 件	
現状と課題	<p>住宅改修については、効果的な改修が行われるように必ず家庭を訪問しています。また、改修の事前と事後に確認調査を実施し、適正な給付に努めています。</p> <p>介護保険利用者については、介護保険優先の原則を本人やケアマネジャー等の関係者に説明し、適切な制度利用を進めています。</p>			
サービス提供体制確保の方策	引き続き、個別の状況に応じた支援を提供していきます。			

118 意思疎通支援者養成研修事業		関連する「障害者計画」個別施策		㉗㉘
年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
手話講習会 修了見込者数 (登録見込者数)	73 人 (2 人)	73 人 (2 人)	73 人 (2 人)	
現状と課題	<p>区立障害者福祉センターにおいて、手話講習会を、区内在住・在勤・在学の方を対象に、初級・中級・上級・通訳コースを設けて実施しています。</p> <p>通訳コース修了者の試験合格率を向上させていく必要があります。</p> <p>また、平日の日中に活動できる手話通訳者が少ないという課題があります。</p>			
サービス提供体制確保の方策	<p>これからも新宿区で活動する手話通訳者や手話のできるボランティアの養成をめざし、手話技術のレベルに応じた練習機会を継続して提供し、試験の合格率の向上が図られるよう効果的な講習会を運営していきます。平成 29 年度より平日日中の講座も新たに設け日中に活動できる手話通訳者の確保に努めます。</p>			



119 移動支援 (個別支援・グループ支援)		関連する「障害者計画」個別施策		②⑳㉑		
年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
サービス見込量 (年間総数)	年間 利用者数	延利用 時間数	年間 利用者数	延利用 時間数	年間 利用者数	延利用 時間数
		延8,424人	延 90,474 時間	延9,095人	延 97,680 時間	延9,822人
現状と課題	利用対象は、障害種別や障害部位・等級といった条件があります。区では社会参加を目的とする外出に加え、定期的反復的な通学・施設通所の送迎についても個々の状況に応じて移動支援の利用を可能としています。通学・施設通所の送迎については、同一時間帯の利用希望者が多く、支援できるヘルパーの確保に課題があります。					
サービス提供 体制確保の方策	今後も、通学・施設通所送迎の利用はさらに増加することが見込まれます。引き続き、個別的な事情を勘案し、適切な支給決定を行っていきます。					

120 地域活動支援センター		関連する「障害者計画」個別施策		②⑲㉒		
年度	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
サービス見込量 (年間総数)	実施 か所	延利用者数	実施 か所	延利用者数	実施 か所	延利用者数
		5所	延 10,046人	5所	延 11,246人	5所
現状と課題	ほぼ定員いっぱいの利用がされています。					
サービス提供 体制確保の方策	身体、知的障害者を対象とした地域活動支援センター等、障害特性に応じた施設整備の検討が必要です。					
令和5年7月における事業所	地域活動支援センター「まど」 地域活動支援センター『風』 ファロ 新宿西共同作業所ラバンス					

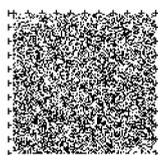


121 身体障害者福祉ホーム		関連する「障害者計画」個別施策				⑳㉔	
年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		
サービス見込量	実施か所	利用定員	実施か所	利用定員	実施か所	利用定員	
		3 所	21 人	3 所	21 人	3 所	21 人
令和 5 年 7 月における事業所	あじさいホーム ひまわりホーム						
122 精神障害者福祉ホーム		関連する「障害者計画」個別施策				㉕㉗	
年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		
サービス見込量	実施か所	利用定員	実施か所	利用定員	実施か所	利用定員	
	1 所	8 人	1 所	8 人	1 所	8 人	
令和 5 年 7 月における事業所	諏訪ハウス						

<121, 122 に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策>

現状と課題	<p>区内の身体障害者の福祉ホームはいずれも定員に達しています。他区市町村の施設を利用する場合は自治体間で調整しています。</p> <p>精神障害者の福祉ホームは、病院等から地域での一人暮らしへ向けての地域移行の推進のための役割が期待されています。</p>
サービス提供体制確保の方策	<p>今後も福祉ホームを設置運営する社会福祉法人等に対し運営助成を行っていきます。</p>

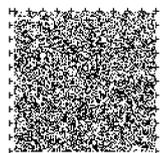
123 巡回入浴		関連する「障害者計画」個別施策				㉘	
年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		
サービス見込量	年間実施回数	実利用者数	年間実施回数	実利用者数	年間実施回数	実利用者数	
		1,260 回	32 人	1,338 回	34 人	1,417 回	36 人
現状と課題	委託業者が、特殊浴槽を対象者宅に搬入し、看護職員 1 名以上、介護職員 2 名以上で入浴サービスを実施します。						
サービス提供体制確保の方策	サービス提供事業者を 3 年間の複数年契約を行うことで、利用者と事業者の顔の見える関係をつくり、きめの細かいサービス提供を実施しています。また、毎年利用者アンケートで満足度の測定を行い、よりよいサービス提供体制をめざします。						



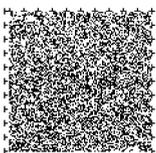
<b>124 日中ショートステイ (日中一時支援)</b>			関連する「障害者計画」個別施策		④	
年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
サービス見込量 (年間総数)	実施か所	利用者数	実施か所	利用者数	実施か所	利用者数
	5 所	延 240 人	5 所	延 247 人	5 所	延 244 人
令和 5 年 7 月に おける事業所	新宿区立障害者福祉センター 新宿区立あゆみの家 障害者支援施設 新宿けやき園 新宿区立生活実習所 こどもソテリア東京四谷(短期入所)さんさんハウス					
<b>125 土曜ケアサポート (日中一時支援)</b>			関連する「障害者計画」個別施策		④	
年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
サービス見込量 (年間総数)	実施か所	利用者数	実施か所	利用者数	実施か所	利用者数
	1 所	延 497 人	1 所	延 513 人	1 所	延 508 人
令和 5 年 7 月に おける事業所	新宿区立あゆみの家					
<b>126 障害児等タイムケア (日中一時支援)</b>			関連する「障害者計画」個別施策		④⑮	
年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
サービス見込量 (実利用者数)	実施か所	利用者数	実施か所	利用者数	実施か所	利用者数
	1 所	61 人	1 所	61 人	1 所	61 人
令和 5 年 7 月に おける事業所	まいペース					

＜124～126 に関する現状と課題、サービス提供体制確保の方策＞

現状と課題	<p>日中ショートステイは、区立の小規模な短期入所や入所支援施設の一部を活用しているため一度に利用できる人数が少なく、学校の長期休暇時や週末等利用希望者の重なる時に需要に応え切れない状況です。</p> <p>障害児等タイムケアは、日々定員いっぱいの利用があります。</p>
サービス提供体制確保の方策	<p>日中一時支援事業(障害児等タイムケア事業等)や放課後デイサービスといった、類似するサービスとの利用調整が必要です。</p> <p>土曜ケアサポートについては、医療的ケアの実施を含め、利用者の安全を考慮して運用していきます。</p> <p>障害児等タイムケアについては、ニーズの高い事業であり安定した運営を図れるよう、事業所への支援を行っていきます。</p>



<b>127 緊急保護居室確保 (障害者虐待防止対策支援)</b>		関連する「障害者計画」個別施策		⑳		
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
床数	1床	1床	1床			
現状と課題	短期入所用居室を区が確保し、緊急時に保護を行うことで、障害者の安全確保を最優先にした支援を行っています。					
これからの取組	緊急利用の実態を把握しながら、より適切な利用方法を検討していきます。					
<b>128 障害支援区分認定等事務 (介護給付費等認定審査会)</b>		関連する「障害者計画」個別施策				
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
年間回数・件数	実施回数	審査件数	実施回数	審査件数	実施回数	審査件数
	30回	860件	26回	567件	24回	481件
現状と課題	<p>新宿区は条例により介護給付費等認定審査会を設置・運営し、障害支援区分に係る審査判定を行うとともに、介護給付費支給の要否決定に当たり審査会の意見を聴いています。</p> <p>審査判定や支給の要否決定に関する意見には中立性・公正性が求められます。</p>					
これからの取組	区は引き続き、障害に関する専門知識や経験を有する審査委員による合議で、中立性・公平性を確保します。					



## 第5章 サービス利用における利用者負担と軽減措置

### 1 利用者負担軽減の経緯

障害福祉サービスの利用者負担は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行により開始しました。それまで支援費制度での所得に着目した「応能負担」から、サービス量と所得に着目した「応益負担」の仕組みに見直され、10%の定率負担及び負担上限月額が定められました。

その後、低所得の障害者等の利用者負担が重くなりすぎないように、定率負担及び実費負担それぞれに軽減策が講じられました。平成22年4月には低所得（区市町村民税非課税）の障害者等につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とし、さらに平成22年12月には、障害者自立支援法が改正され、負担能力に応じた利用者負担とすることが法律上にも明記されました。

平成25年4月に施行された障害者総合支援法でも引き続き、負担能力に応じた利用者負担とすることが定められています。

### 2 利用者負担の上限額について

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用者の負担上限月額について、所得に応じて次の4区分があり、1か月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。児童福祉法に基づく障害児を対象とするサービス利用者も同様です。

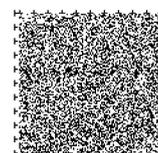
区分	世帯の収入状況等	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円
一般1	区市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満 ただし18歳未満及び20歳未満の施設入所者は所得割28万円未満)	9,300円
		18歳未満 4,600円
一般2	上記以外	37,200円

※ 入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、区市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

※ 所得を判断する際の世帯の範囲は、18歳以上（ただし、施設入所している場合は20歳以上）の方は「障害のある方と配偶者」です。18歳未満の児童は「住民基本台帳の世帯」です。

この他にも、入所施設利用者の補足給付、生活保護移行防止などの軽減措置があります。

また、補装具費の負担上限を算定するときの所得区分も、障害のある方と配偶者の



みの所得で判断されます。

区分	世帯の収入状況等	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円
一般	区市町村民税課税世帯 (ただし、障害者本人または世帯員のうち区市町村民税所得割の額が46万円以上の場合は支給対象外)	37,200円

区市町村民税課税世帯で障害福祉サービスを利用する方が複数いる場合、介護保険サービスを併せて利用している場合及び補装具の支給決定を受けている場合は、月の利用者負担額の合算が基準額まで軽減されます。基準額を超えて支払った負担額は、高額障害福祉サービス等給付費として申請により後から支給されます。障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合も、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます（償還払い方式になります）。

その他、平成30年4月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するため、一定の条件に合致する高齢障害者に対し、利用者負担額の軽減措置が講じられることとなりました。65歳に至るまでに相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう、障害福祉制度により利用者負担を軽減（償還）します。

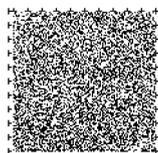
また、令和元年10月から始まった、幼児教育・保育の無償化制度の対象児童（住民税非課税世帯の0歳から2歳児及び全ての3歳から5歳児）の児童発達支援及び保育所等訪問支援のサービス利用料が無償となる制度があります。令和5年10月からは、課税世帯の0歳から2歳児の第2子以降の児童についても児童発達支援及び保育所等訪問支援の利用者負担を無償としています。

### 3 新宿区における利用者負担の軽減措置

#### (1) 定率負担等の軽減について

区は一定以上の所得のある方に対しても厳しい経済情勢が続いていることから、利用者負担の発生する世帯の障害福祉サービス等の利用抑制が生じることを防ぐため、障害福祉計画の期間、国の制度と合わせて一部のサービスを除いた負担軽減策を、引き続き実施してきました。

また、障害児を対象としたサービスも、障害児の健全な発達を支援する必要があることから、障害児福祉計画の期間、同様に引き続き実施してきました。なお、国の幼児教育・保育の無償化制度の対象世帯（住民税非課税世帯の0歳から2歳児及び全ての3歳から5歳児）に対しては、区では令和元年10月から児童発達支援利



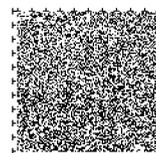
用者に係る食費を無償としています。さらに、令和5年10月から、課税世帯の0歳から2歳児の第2子以降の児童についても児童発達支援利用者に係る食費を無償としています。

区は児童福祉法及び障害者総合支援法の利用者負担の考え方を基本としたうえで、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画の計画期間についても、区独自に負担軽減策を講じていきます。具体的には、障害福祉サービス、新宿区地域生活支援事業及び障害児通所支援の定率負担10%を3%にし、福祉ホームや地域活動支援センターについては、利用料を無料としています。さらに、区立の通所施設における給食費の負担を原材料費に限る軽減策を実施していきます。

なお、補装具費については、障害者総合支援法では、障害者等又はその世帯員（18歳以上の障害者は配偶者のみ）のうち区市町村民税所得割の額が46万円以上の場合は支給対象外としていますが、区では独自に支給対象としています。

## **(2) 障害福祉サービスと地域生活支援事業を合算した負担上限月額**

障害者総合支援法による仕組みでは、自立支援給付と地域生活支援事業はお互いを補いあい、障害者を総合的に支援する制度であるという点を考慮し、新宿区においては、障害福祉サービスと地域生活支援事業の一部（移動支援・日中一時支援）を同月に利用する場合においては合算して、障害福祉サービスの負担上限月額を適用しています。



利用者負担の区独自軽減実施一覧

児童福祉法に基づく「障害児通所支援」

	サービスの種類		(利用者負担率)		(利用者負担率)		軽減期限 ~R9.3	
			令和3~令和5年度		令和6~8年度			
			非課税世帯	課税世帯	非課税世帯	課税世帯		
国が給付率を定めている。	障害児通所給付	障害児通所支援	児童発達支援※	無料 (国制度)	3%	無料 (国制度)	3%	○
			医療型児童発達支援					○
			放課後等デイサービス					○
			居宅訪問型児童発達支援					○
			保育所等訪問支援※					○
	相談支援	障害児支援利用援助	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし		
	継続障害児支援利用援助	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし			

※児童発達支援及び保育所等訪問支援のサービス利用料は、0歳~2歳児の課税世帯の第1子のみ有償。

障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス等」及び「地域生活支援事業」（一部を除く）

	サービスの種類		(利用者負担率)		(利用者負担率)		軽減期限 ~R9.3		
			令和3~令和5年度		令和6~8年度				
			非課税世帯	課税世帯	非課税世帯	課税世帯			
国が給付率を定めている。	自立支援給付	(障害福祉サービス)	居宅介護	無料 (国制度)	3%	無料 (国制度)	3%	○	
			重度訪問介護					3%	○
			行動援護					3%	○
			同行援護					3%	○
			重度障害者等包括支援					3%	○
			短期入所(ショートステイ)					3%	○
			療養介護					10%	
			生活介護					3%	○
			施設入所支援					10%	
			自立訓練					3% *宿泊型10%	3% *宿泊型10%
	就労継続支援	3%	3%	○					
	就労移行支援	無料	無料	○					
	就労定着支援	3%	3%	○					
	就労選択支援		3%	○					
	自立生活援助		3%	○					
	共同生活援助(GH)		10%						
	計画給付相談	サービス利用支援	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし			
		継続サービス利用支援	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし			
	地域給付相談	地域移行支援	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし			
		地域定着支援	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし			
	補装具	区市町村民税所得割46万円未満	無料(国制度)	3%	無料(国制度)	3%	○		
		区市町村民税所得割46万円以上		10%		10%	○		

※補装具費の給付対象として「区市町村民税所得割46万円以上の世帯」を含める。

	サービスの種類	(利用者負担率)		(利用者負担率)		軽減期限	
		令和3~令和5年度	令和6~8年度	令和3~令和5年度	令和6~8年度		
新宿区が給付率を定めている。	地域生活支援事業	日常生活用具	無料	3%	無料	3%	○
		移動支援	無料	3%	無料	3%	○
		日中一時支援	無料	3%	無料	3%	○
		福祉ホーム(精神)	無料	無料	無料	無料	○
		福祉ホーム(身体)	無料	無料	無料	無料	○
		地域活動支援センター	無料	無料	無料	無料	○
		意志疎通支援	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし	
		相談支援	負担なし	負担なし	負担なし	負担なし	

国制度  
新宿区独自負担軽減策

・非課税世帯 = 区市町村民税非課税世帯・生活保護受給世帯

・課税世帯 = 区市町村民税課税世帯

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の公布の日(令和4年12月16日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までに施行される新たなサービス

